

| 令和4年度 あさぎり町議会第5回会議会議録（第12号）                                       |                        |                    |           |          |        |       |
|---|------------------------|--------------------|-----------|----------|--------|-------|
| 招集年月日   | 令和4年9月6日               |                    |           |          |        |       |
| 招集の場所   | あさぎり町議会議場              |                    |           |          |        |       |
| 開閉会日時<br>及び宣告   | 開議                     | 令和4年9月13日 午前10時00分 |           |          | 副議長    | 森岡 勉  |
|   | 散会                     | 令和4年9月13日 午後4時59分  |           |          | 副議長    | 森岡 勉  |
| 応（不応）招議員<br>及び出席並びに<br>欠席議員<br>出席 13名<br>欠席 0名<br>○出席 △欠席<br>×不応招 | 議席番号                   | 氏名                 | 出欠等の別     | 議席番号     | 氏名     | 出欠等の別 |
|   | 1                      | 小谷 節雄              | ○         | 8        | 山口 和幸  | ○     |
|   | 2                      | 岩本 恭典              | ○         | 9        | 永井 英治  | ○     |
|   | 3                      | 難波 文美              | ○         | 10       | 皆越 てる子 | ○     |
|   | 4                      | 加賀山 瑞津子            | ○         | 11       | 小見田 和行 | ○     |
|   | 5                      | 橋本 誠               | ○         | 12       | 溝口 峰男  | ○     |
|   | 6                      | 小出 高明              | ○         | 13       | 森岡 勉   | ○     |
| 7   | 豊永 喜一                  | ○                  | 14        | 徳永 正道    | △      |       |
| 議事録署名議員   | 8番 山口 和幸 9番 永井 英治      |                    |           |          |        |       |
| 出席した議会書記  | 事務局長 山本 祐二 事務局書記 丸山 修一 |                    |           |          |        |       |
| 地方自治法第121<br>条により説明のため出席した者の職<br>氏名<br>出席 ○<br>欠席 ×               | 職名                     | 氏名                 | 出欠等の別     | 職名       | 氏名     | 出欠等の別 |
|   | 町長                     | 尾鷹 一範              | ○         | 農林振興課長   | 万江 幸一朗 | ○     |
|   | デジタル政策審議監              | 中野 裕登              | ○         | 農林振興課長補佐 | 橋本 英樹  | ○     |
|   | 総務課長                   | 山内 悟               | ○         | 〃        | 吉武 哲雄  | ○     |
|   | 総務課長補佐                 | 溝口 久志              | ○         | 商工観光課長   | 深水 昌彦  | ○     |
|   | 危機管理監                  | 橋本 啓之              | ○         | 商工観光課長補佐 | 高田 将一  | ○     |
|   | 企画政策課長                 | 荒川 誠一              | ○         | 建設課長     | 酒井 裕次  | ○     |
|   | 企画政策課長補佐               | 沖松 勝彦              | ○         | 建設課長補佐   | 小田 淳   | ○     |
|   | 財政課長                   | 田中 伸明              | ○         | 上下水道課長   | 鬼塚 拓夫  | ○     |
|   | 財政課長補佐                 | 坂本 将幸              | ○         | 上下水道課長補佐 | 中神 啓介  | ○     |
| 〃   | 中村 光成                  | ○                  | 農業委員会事務局長 | 高田 真之    | ○      |       |
| 会計管理者   | 土肥 克也                  | ○                  |           |          |        |       |
| 議事日程  | 別紙のとおり                 |                    |           |          |        |       |
| 会議に付した事件  | 別紙のとおり                 |                    |           |          |        |       |

## 議事日程（第12号）

- 日程第 1 認定第 1号 令和3年度あさぎり町一般会計歳入歳出決算の認定について  
（提案理由の説明及び質疑）
- 日程第 2 議案第36号 令和3年度あさぎり町水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について  
（提案理由の説明及び質疑）
- 日程第 3 議案第37号 令和3年度あさぎり町下水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について  
（提案理由の説明及び質疑）
- 

### 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 認定第 1号 令和3年度あさぎり町一般会計歳入歳出決算の認定について  
（提案理由の説明及び質疑）
- 日程第 2 議案第36号 令和3年度あさぎり町水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について  
（提案理由の説明及び質疑）
- 日程第 3 議案第37号 令和3年度あさぎり町下水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について  
（提案理由の説明及び質疑）
- 

## 午前10時00分 開 会

●議会議務局長（山本 祐二君） 御起立ください。礼。おはようございます。着席ください。

◎副議長（森岡 勉君） ただいまの出席議員は13人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は御手元に配付のとおりです。本日は総務建設経済常任委員会所管課分についての説明及び質疑を行います。

### 日程第1 認定第1号

◎副議長（森岡 勉君） 日程第1、認定第1号、令和3年度あさぎり町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、説明を求めます。土肥会計課長。

●会計課長（土肥 克也君） それでは、最初に、令和3年度一般会計歳入歳出決算における収支について御説明いたします。117ページを御覧ください。実質収支に関する調書でございます。歳入総額151億6,189万円。歳出総額143億1,315万3,000円。歳入歳出差引き額8億4,873万7,000円。このうち翌年度へ繰り越すべき財源として、繰越し明許費繰越し額1億5,284万3,000円。事故繰越し繰越し額3,567万7,000円。計1億8,852万円を繰越し、よって、実質収支額は、6億6,021万7,000円でございます。なお、実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入れ額はございません。次に、会計課所管分の決算について御説明いたします。20ページでございます。まず、歳入を説明いたします。最下段の目2利子及び配当金は、一般会計で保有する基金の一括運用による収入をこのページから次21ページの備考欄に記載する各基金に配分したものでございます。次のページをお願いいたします。下から二つ目の目1町預金利子につきましては、一般資金の預金利子でございます。24ページをお願いいたします。雑入になります。備考欄の中ほどの各種保険料控除事務手数料は、職員の給

与から生命保険料等を控除する事務手数料を受入れたものでございます。続きまして、歳出を御説明いたします。30ページをお願いいたします。総務管理費の一般管理費となります。この目での、会計課所管分といたしましては、最上段の節10需用費の備考欄、消耗品費322万7,331円のうち101万6,882円を年度管理分の事務用品購入費に。一つ飛びまして、印刷製本費は公用封筒の印刷費に支出しております。次に、32ページをお願いいたします。最下段の目5会計管理費では、会計事務に係る経費を支出しております。主なものといたしましては、次のページをお願いいたします。この目では、会計課職員の人件費のほか、節11役務費及び節13使用料及び賃借料では、普通預金の入出金を管理するネットバンクサービスの使用に係る経費や、各種公金の口座振替、または、金融機関での窓口収納に係る手数料を支出し、節18負担金補助及び交付金では、会計課窓口を設置する指定金融機関派出諸職員に係る人件費負担金を支出したものでございます。最後に118ページからの財産に関する調書を御説明いたします。このページからが、財産に関する調書でございます。1、公有財産の(1)土地及び建物、(2)山林につきましては、後ほど担当課から御説明いたします。121ページをお願いいたします。少々お待ちください。申し訳ありません。しばらくお待ちください。失礼いたしました。121ページでございます。では、(3)有価証券から決算年度中に増減があったもののみ御説明いたします。2枠目の(4)出資による権利の出資証券は、6億3,861万45円の増加となっております。これは、あさぎり町水道事業へ3億4,996万4,045円。あさぎり町下水道事業へ2億8,864万6,000円の出資を行ったものでございます。次の(5)寄託証券の減少は、一般社団法人熊本県い草経営安定基金協会を退会したことによるものでございます。次の2、物品の3行目、普通車、軽自動車は老朽化により、6行目、消防車両は組織再編後の処分計画により、9行目、アーム型草払い機は使用不能により、それぞれを廃棄したものでございます。次に、3基金には、財政調整基金から奨学基金まで一般会計で保有しておる11の基金について記載しております。なお、これらの基金の決算年度末現在高の総額は、前年度末から5億6,587万8,384円増加し、97億3,136万5,666円となっております。以上で説明を終わります。

◎副議長(森岡 勉君) 山内総務課長。

●総務課長(山内 悟君) 続きまして総務課所管分を御説明いたします。歳入11ページをお願いいたします。最下段の枠で、款12項1目1次の12ページをお願いいたします。節1の交通安全対策特別交付金は、交通事故発生件数、人口集中地区人口及び改良道路改良済み道路延長を指標として配分され交通安全対策費での道路交通安全施設の設置及び管理の経費に充てたものでございます。次16ページをお願いいたします。下から2枠目項3国庫委託金、目1節1総務管理費委託金は、自衛隊法に基づく法定受託事業事務としまして自衛官の募集事務に必要な経費として交付される委託金で、広報紙への募集内容の掲載、募集事務に係る郵送料などに充てたものでございます。17ページをお願いいたします。2枠目款16県支出金、項1目1節1の派遣職員負担金は、令和3年度から人事交流として県に派遣しております職員の人件費を県から受入れたものでございます。令和4年度も引き続き、2年目として人事交流派遣を継続しています。次に下から2枠目、項2目1節1の総務管理費補助金の備考の欄の一つ目の権限移譲交付金は、12の権限移譲事務に対し交付されたものでございます。19ページをお願いいたします。目の欄、最下段の目6節1の消防費補助金の球磨川水系防災減災ソフト対策等事業補助金は、球磨川水系の流域市町村の水害対策に要する費用に対し、平成27年度から熊本県が10億円の基金を財源として支援する補助率3分の2の補助金でございま

す。防災会議の開催や予防的避難、避難所資機材及び備蓄物資の購入の経費に充てたものでございます。20ページをお願いいたします。項3県委託金、目1節4の選挙費委託金は、令和3年10月31日に行い、行われました衆議院総選挙の委託金を受入れたものでございます。21ページをお願いいたします。中ほどの款18寄附金、項1目1節1の指定寄附金の備考の欄の2行目、消防費寄附金は森林管理署などからの寄附金を受入れたものでございます。23ページをお願いいたします。項4目4節、雑入では備考の欄の一行目のコピー使用料から管内世帯、4行飛んで、雇用保険個人負担金次の職員健診個人負担金、一行飛んで、消防団員階級章代から次の24ページ上球磨消防組合継続費精算金、2行飛んで災害対策費用保険金までが総務課所管でございます。災害対策費用保険金は平成30年度から加入した団体保険でありまして災害警戒における避難勧告等の発令に要した費用に対する保険金を収入したものでございます。25ページをお願いいたします。款22町債項1目1節3調査建設事業債は、第2庁舎整備事業費の基本設計及び実施設計業務委託分。その下節5庁舎改修事業債は、本庁舎外壁改修工事の事業債でございます。26ページをお願いいたします。2枠目、目4消防債節1消防施設整備事業債は、小型動力ポンプ整備や消火栓の更新を行った事業債でございます。以上で歳入の説明を終わります。続きまして、歳出、主なものを説明いたします。27ページをお願いいたします。まず人件費につきまして全会計分で説明申し上げます。令和3年度の常勤職員数は、特別職3名、一般職181名、再任用職10名であり、常勤職員に関わる人件費の総額は、15億1,042万3,596円でございます。前年度に比較し、2,004万6,185円の減となったものでございます。主な要因といたしましては、人事院勧告による期末手当の引下げなどでございます。では款1議会費から説明いたします。款1議会費では、議会運営に要した経費で前年度と比較しますと、約280万円程度の減となっております。主に、共済費の議員共済組合負担金の原因が要因でございます。28ページをお願いいたします。節17の備品購入費は、議場内拡声用パワーアンプなどを購入しています。次に、款2総務費項1目1一般管理費では、行政区に関する経費、町長、副町長、総務課職員の人件費、また、職員の研修や福祉事業、入札契約及び本庁の渉外的経費を支出したものであり、令和2年度比較して、1,089万388円の減となったものでございます。これは期末手当の引下げなどが主に減となったものでございます。30ページをお願いいたします。3枠目節12委託料、備考の欄の中ほどの区長業務委託料は、52地区の区長との業務委託料。次の県電子入札システム導入支援に係る委託料を支出したものでございます。最下段の枠で節18負担金補助及び交付金は郡町村会負担金や、次の31ページ、1枠目の備考欄3行目区運営助成金を支出したものでございます。2枠目の目2文書管理費では、文書、例規及び情報管理に要する経費を支出したものであり、文書発送のための配達員の報酬と人件費、配達職員によることの出来ない文書の郵送料、例規を管理するための例規データベース並びに官報ネット等の使用料を支出したものでございます。次に、33ページをお願いいたします。目6財産管理費では総務課分としましては、主に庁舎の維持管理などに係る経費に対し支出したものでございます。主なものでは34ページをお願いいたします。下の枠、節12委託料で総務課分としまして、主に本庁舎施設の維持管理委託料を支出しております。次に35ページをお願いいたします。節14工事請負費は総務課分の主なものとしましては、本庁舎外壁改修工事が、6,311万4,819円となっております。節17備品購入費は、総務課分としましてはコロナ対策、コロナ感染対策として庁舎等施設室内用空気清浄機や、事務機器の複合機などを購入したものです。次に38ページをお願いいたします。目9支所費は支所運営に要した経常経費を支出したものでございます。その下目10

公平委員会は地方公務員法に基づき、本庁の公平委員会事務を熊本県人事委員会に委託する委託料を支出したものでございます。その下目11交通安全対策費では、節12委託料で、交通指導員52名の業務委託料、節14工事請負費では、カーブミラーや区画線を設置し、歳入で説明いたしました交通安全対策特別交付金を充当したものでございます。次に、39ページをお願いいたします。目12防犯対策費では防犯灯の管理及び設置並びに防犯カメラの管理に係る経費を支出したものでございます。節18負担金補助及び交付金の令和3年度における防犯灯設置助成金は、今井地区、神殿原区、八幡区の3基の設置に対し助成金を交付したものでございます。次の目13諸費では、備考欄に記載する各負担金を支出したものでございます。次に、42ページをお願いいたします。中ほどの目21庁舎建設費、節12委託料では、第2庁舎建設のための基本計画及び基本設計と、実績への委託料を支出したものでございます。次に、45ページをお願いいたします。最下段、項4選挙費で次の46ページをお願いいたします。目1選挙管理委員会費は委員会運営のため、毎年度経常的に支出する経費でございます。次の目2選挙啓発費も毎年度経常的に支出するものでございます。次の目3衆議院議員総選挙費は、令和3年10月31日に行われました衆議院総選挙にかかる費用を支出したものでございます。次に48ページをお願いいたします。中ほどの項6監査委員費は、監査委員会の運営経費を支出したものでございます。次に、大きく飛びますが、93ページをお願いいたします。93ページ、中ほどの款8消防費項1目1の消防総務費では、備考の欄に記載する各負担金を支出したものであります。次に項2非常備消防費では、団長以下608名の消防団員に対する報酬並びに機能別団員47名を含む消防水防活動の出動及び訓練に参加した延べ4,406名分に対する出動手当や担当職員の時間外勤務手当、消防団員の被服費と装備品。消防用及び消火栓用ホースの購入、消防団活動に要する経費を支出したものでございます。94ページをお願いいたします。節17備品購入費では小型動力ポンプや水難救助用ゴムボート、消防用ホースなどの購入を行ったものでございます。次に目3消防施設費では消防詰所の維持管理経費に加え、防火水槽1基の解体に係る工事請負費を支出したものでございます。最下段、節18負担金補助及び交付金では、消火栓設置等に係る負担金を支出したものでございます。95ページをお願いします。目4防災管理費では防災体制や応急対応に係る経費を支出したものでございます。球磨川水系防災減災ソフト対策等補助金を活用しまして、年次計画に基づく防災機能の整備を行ったもので節10需用費では防災備蓄用の下着セットや備蓄食糧などの消耗品などに支出したものでございます。節11役務費では災害対策に要した費用を補填する災害対策費用保険料を支出したものでございます。次に96ページをお願いします。節17備品購入費では主なものとしましては、災害時大型水のうや簡易組立てベット、防災用倉庫などの購入に支出したものでございます。以上で総務課所管分の説明を終わります。

◎副議長（森岡 勉君） 荒川企画政策課長。

●企画政策課長（荒川 誠一君） それでは、企画政策課所管分について御説明いたします。15ページをお願いします。歳入からです。上から二つ目の欄、目1総務費国庫補助金節2社会保障税番号システム整備費補助金ですが、社会保障税番号制度中間サーバーフラットホーム事業負担金の国措置分の補助金になります。その下、節3地方創生推進交付金ですが、人吉球磨観光地域づくり協議会への負担金に充てる補助金です。その下、節4地方創生臨時交付金は、新型コロナウイルス感染拡大防止緊急経済対策としまして、地方公共団体が地域の事情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できるよう創設された事業の負担金です。次に17ページをお願いします。下から、申し訳ありません。下のほうの欄で目1総務費県補助金備考の上から二

つ目の生活交通維持活性化総合交付金は、地方バスの運行に対する県からの補助金で一つ飛びまして、新型コロナウイルス感染症対策総合交付金は、感染防止対策事業に対する補助金です。次に20ページをお願いします。上から3段目の欄で目1総務費県委託金節1統計調査委託金は、備考の各種統計調査に対する委託金になります。下から二つ目の欄、目1財産貸付け収入節2その他普通財産貸付け収入の光ファイバー貸付け収入は、本庁で整備しておりました光ファイバー網を民間業者に貸付けておりますので、その貸付け収入になります。次のページをお願いします。中ほどの欄目2物品売払い収入ですが、このうち13万5,000円につきましては難視聴世帯に対し地上デジタルテレビの再送信を行っており、光を映像化させる機器を一旦町で購入し、該当者の方に払下げを行っており、その機器10台分の販売代金となります。その下の欄目1指定寄附金、備考の下から二つ目ふるさと寄附金ですが、2万4,525件の寄附をいただいております。前年度からしますと、4,837件、4,080万1,302円の増額となっております。その下、企業版ふるさと寄附金ですが、令和3年度にあさぎり町まちひとしごと創生推進基金条例を制定し、推進計画の事業に対しまして法人から寄附をいただきその寄附金を活用させていただいております。令和3年度は14社から寄附をいただいております。次のページをお願いします。上から三つ目の欄。目3ふるさと基金繰入金はふるさと寄附でいただいた寄附金について積立てたものを繰入れし、その目的に応じて支出を行っております。次に25ページをお願いします。目3雑入になります。中ほどの広報紙等送料は、ふるさと会など町を離れられた方が広報紙を購読されておりますので、その送料をいただいております。その下、広告掲載料は広報誌への広告の掲載料をいただいております。その下、くま川鉄道再生協議会派遣職員人件費負担金は、くま川鉄道再生協議会へ派遣されております職員の人件費につきまして、あさぎり町以外の9市町村からの負担金になります。その下、光ファイバー共架料返還金は、旧電柱にあさぎり町の光ファイバーを転嫁させていただいております共架費用が下がりましたのでその返還金になります。次に31ページをお願いいたします。続きまして、歳出です。主なものにつきまして、御説明いたします。最下段の欄目3文書広報費ですが、次のページをお願いいたします。上の欄で節10需用費備考の上から二つ目、印刷製本費ですが毎月発行しております広報あさぎりの印刷費になります。その下、節10役務費の受講料ですがドローンの免許取得に係る経費になります。その下、ドローン点検手数料と機体保険料は、町が所有しております、2基分の費用となります。次に35ページをお願いいたします。下の欄で、目7企画振興費節1報償費は、まちづくり審議会、36ページをお願いいたします。備考の1番上、男女共同参画推進懇話会一つ飛びまして、地域公共交通会議は、それぞれの会議時の委員報酬となります。中ほどの節7報償費は、男女共同参画事業で、町内の中学生に標語を募集いたしましたので、表彰用の商品代を支出したものです。節12委託料トータルシステム診断委託料につきましては、総合計画と各課の個別計画の方向性や事務事業評価、人事評価の、連動性などの診断を行いましたので、その費用になります。節18負担金補助及び交付金は、各種協議会の負担金、補助金を支出しております。次のページをお願いいたします。最上段の欄の備考、下から三つ目のスマートインターチェンジ整備促進協議会負担金は、令和3年度より事業費の元利償還が始まっており、その負担金となっております。一つ飛んで、新型コロナウイルス対策地域公共交通運行継続支援負担金は、昨年引き続き申しわけありません、昨年に引き続きくま川鉄道に対し10市町村で新型コロナ対策臨時交付金での支援負担金となります。中ほどの目8電子計算費節7報償費は、自治体DX化のための推進計画策定に伴いますアドバイザー派遣事業に支出したものです。節12委託料備考の1番上の電算システム改修委託料

は、番号制度に関します総合行政システムの改修費用になります。備考の下から二つ目グループウェアデータ移行委託料ですが、システムの改修に伴いますデータ移行に必要な費用になります。その下、節13使用料及び賃借料では、職員が使用しておりますシンクライアントその他サーバー機器等の使用料、住基記録を初めとする総合行政システム及びペーパーレス会議システムの使用料を支出しております。次のページをお願いいたします。上の欄、節17備品購入費の繰越し分ですが、テレワーク用パソコン、プリンターの購入費用になります。その下、節18負担金補助及び交付金、備考の上から三つ目、自治体間中間サーバプラットフォーム利用料ですが、マイナンバーの中間サーバーを利用するための負担金となります。次のページをお願いいたします。最下段の欄、目14基金費備考のふるさと基金積立金ですが、ふるさと納税をした、していただきました寄附金と預金利子を積立てております。次のページをお願いいたします。備考欄、上から二つ目まちひとしごと創生推進基金積立金は、企業版ふるさと寄附をいただきました寄附金と預金利子を積立てております。二つ目の欄で、目15地域情報通信基盤整備推進事業費節7報償費は、地域デジタル化推進事業において、テレワーク拠点施設整備計画に伴いますアドバイザー派遣時の費用となります。節12委託料ですが、光ファイバー設備保守委託料は地上デジタル再送信設備、IP告知放送設備、あさぎり光の遠隔保守にかかります費用となります。最下段の欄、目17ふるさと寄附対策費、節7報償費は、ふるさと寄附の返礼品送料など、寄附額の約4割相当分を支出したものです。次のページをお願いいたします。目11役務費備考の広告料ですが、三社者に対しまして、広告掲載を依頼した経費になります。節12委託料ですが、ふるさと寄附特産品発送業務委託料は、あさぎり商社へ寄附額の9%の手数料を支払うものです。ふるさと寄附申込み受付業務から、ワンストップ特例申請書、受付代行業務委託料は、ふるさと寄附の入り口となります各ポータルサイトへの委託料となります。中ほどの欄で、目18地方創生費節7報償費はまちひとしごとづくり推進協議会の委員謝金を支出しております。次の目19地域おこし協力隊につきましては、募集事務は企画政策課が行いますが関係する支出はありませんでした。次のページをお願いいたします。上から二つ目の欄目20、総合戦略費につきましては、総合戦略室の事務執行に伴う経費になります。最下段の枠、目22生活応援券、申しわけありません。生活応援給付金給付事業費につきましては、国の地方創生臨時交付金の中で取り組んだ事業の一つで令和3年度は2回の給付を行いました。繰越し分を合わせまして、2回の換金額の合計が、1億5,972万7,500円となっております。次に、47ページをお願いいたします。47ページの上のほうから48ページにかけまして、項5統計調査費ですが、各種統計調査に係る費用、調査員報酬、消耗品等を支出しております。令和3年度は経済センサス活動調査が実施され、75万5,000円の支出がっております。以上で、企画政策課所管分の説明を終わります。

◎副議長（森岡 勉君） 田中財政課長。

●財政課長（田中 伸明君） はい。それでは、財政課所管分につきまして御説明いたします。9ページをお願いいたします。歳入からです。最下段の款2地方譲与税ですが、国税として徴収したものを一定の基準により地方に譲与されるものでありまして、まず、項1地方揮発油譲与税と、次のページの項2自動車重量譲与税は、市町村道の延長及び面積により按分し交付されたものです。次の項3地方道路譲与税は、本年度は受入れはございません。次の項4森林環境譲与税は、私有林人工面積、林業従業者数及び人口により交付、按分し交付されたものです。次の款3利子割交付金とその下の款4配当割交付金、款5株式等譲渡所得割交付金、これは県に納付された額に対し、政令で定める率を乗じて得た額の5分の3を個人県民税の額で按分

し交付されたものです。次の款6法人事業税交付金は、法人事業税の一部を法人税額及び従業者数により按分し交付されたものです。その下の款7地方消費税交付金は、県に納付された額の2分の1に相当する額を、人口及び事業所統計の従業者数により按分し交付されたものです。次のページをお願いいたします。款8ゴルフ場利用税交付金は、本町に所在するゴルフ場利用税の10分の7に相当する額を、その下の款9環境性能割交付金は、市町村道の延長及び面積により交付されたものです。次の款10地方特例交付金の項1地方特例交付金は、恒久減税の影響による地方税の減収に伴う減収補填特例交付金として、次の項2新型コロナウイルス感染対策地方税減収補填特別交付金は、中小企業者等への固定資産税の軽減措置に伴う減収分の補填として交付されたものです。次の款11地方交付税ですが、備考欄の普通交付税につきましては、国の補正予算による臨時経済対策分の追加交付などもありまして、前年度より2億8,000万ほどの増額となっております。その下の特別交付税におきましては、令和2年7月豪雨により増額となっております前年度に対し、1億2,000万円ほどの減額となっております。次のページをお願いいたします。下段の款14使用料及び手数料目1総務使用料は、旧庁舎及び行政財産の目的外使用許可に伴う行政財産使用料です。次20ページをお願いいたします。款17財産収入目1財産貸付け収入節1土地建物貸付け収入は、普通財産の賃貸借契約に伴う貸付け分、節2その他普通財産貸付け収入の備考欄の物品貸付け収入は、町で使用していない物品の貸付けに伴う収入分となっております。次のページをお願いいたします。項2財産売払い収入目1不動産売払い収入節1土地建物売払い収入は、旧須恵中学校グラウンド跡地宅地分譲地2区画分と、未利用地、2筆分の土地売払い収入です。次最下段の款19繰入金ですが、次のページをお願いいたします。目1財産調査、失礼しました財政調整基金繰入金は、特定目的基金への積立て及び財源調整により繰入れたものです。次、款20繰越金は前年度繰越金及び繰越し明許分となっております。次のページをお願いいたします。目4雑入ですが、財政課所管分といたしましては、備考欄の上から三つ目の管内図代、それから一つ飛びまして公有自動車損害共済解約返戻金。それからその下の市町村振興協会市町村交付金と市町村振興協会市町村振興事業補助金は、宝くじ収益金からの交付金となります。二つ飛びまして、施設光熱水費は、施設の使用に伴い徴収する電気料及び水道使用料となっております。25ページをお願いいたします。同じく備考欄の下から5つ目予算書代から最後の資源有価物売払い収入までが財政課所管分となります。次に款22町債ですが、目1総務債節1臨時財政対策債は、国の地方交付税の財源不足により、地方債に振替られたものです。その下の節2総務施設除却事業債、備考欄の決算額1,090万円は旧稚蚕飼育所解体工事及び旧須恵庁舎解体調査設計委託の財源として、合併特例債を借入れたものです。歳入は以上になります。続きまして、歳出を説明いたします。32ページをお願いいたします。主なものにつきまして説明をいたします。まず総務費の目4財政管理費ですが、節12委託料におきまして公会計に関わる財務書類の作成支援業務及び固定資産台帳データ作成支援業務の委託料を支出しております。次のページをお願いいたします。目6財産管理費ですが、財政課所管分としましては、旧庁舎及びその他普通財産また公用車一括管理に伴う維持管理経費を支出しております。次のページをお願いいたします。節12委託料の3つ目、財産管理作業委託料は、財政課が所管する施設の除草作業等の経費について支出をしております。それから3つ下の設計委託料1,327万7,000円のうち旧須恵庁舎解体工事設計業務委託料として211万2,000円を支出しております。次のページをお願いいたします。上から5つ目の調査委託料244万7,500円は旧須恵庁舎アスベスト調査費として支出したものです。次に節14工事請負費ですが、決算額のうち旧稚蚕飼育所



解体工事及び旧須恵庁舎別館のエアコン設置工事分として、813万4,575円を支出しております。次39ページをお願いいたします。下段の目14基金費の積立金で、備考欄の3つ目、公共施設整備基金繰入金は基金の運用収入と土地売払い収入、及び今後の施設整備に伴う財源分として、その下の財政調整基金繰入金は、基金の運用収入及び前年度繰越金の2分の1に相当する額を積立てたものです。次のページをお願いいたします。備考欄の1番上になります。減債基金積立金は、基金の運用収入及び今後の公債費の償還財源として積立てたものです。次飛びまして115ページをお願いいたします。災害復旧事業費になりますが、目1総務施設災害復旧事業費は、繰越し事業となっております。免田総合運動公園北側法面の災害復旧工事分です。次の款11公債費目1元金及び目2利子につきましては、長期債に伴う元利償還金となります。その下の款12予備費ですが、予算額800万円に対して555万5,000円の予備費充用を行っております。以上で歳出の説明を終わります。最後に、財産に関する調書につきまして、御説明いたします。118ページをお願いいたします。まず、行政財産になります。調書につきましては、土地、建物につきまして、区分ごとの前年度末現在高、決算年度中増減高、決算年度末現在高について記載をしたものです。決算年度中に増減があったものにつきまして、御説明をいたします。まず、土地については増減はございません。次に建物ですが、木造におきまして公共用財産の公営住宅で99.26平米の減となっております。これは竹野団地2棟分の解体による、138.2平米の減と星野団地のスロープ増設による38.94平米の増によるものです。次に非木造ですが、同じく公共用財産の公園におきまして993平米の減となっております。これは旧深田中学校体育館の用途廃止に伴い、普通財産へ移動したことによるものです。次のページをお願いいたします。次に普通財産になります。まず土地につきまして、宅地で900.33平米の減となっております。これは旧須恵中学校グラウンド跡地分譲地2区画分の売却によるものです。次建物ですが、木造については増減はございません。非木造ですが宅地で590平米の増となっております。これは行政財産から普通財産に移動した旧深田中学校体育館993平米分と旧深田保健センター解体に伴う403平米の減によるものです。次のページをお願いいたします。こちらは行政財産と普通財産を合計した総括表となっております。以上で、財政課所管分の説明を終わります。

◎副議長（森岡 勉君） 高田農業委員会事務局長。

●農業委員会事務局長（高田 真之君） はい。それでは、農業委員会所管分の令和3年度決算について説明いたします。まず歳入から行います。14ページをお願いします。中ほど、目4農林水産手数料の節1農業手数料備考欄の2段目で耕作証明等手数料ですが1件当たり300円で78件分の収入になります。次に18ページをお願いいたします。最下段節1農業委員会費補助金の備考欄1段目の農業委員会交付金ですが、農業委員会が農地法などに定められた業務を行う経費で農業委員会等に関する法律第2条において農業委員会の活動を支援するために交付されるものになります。その下の機構集積支援事業補助金ですが、これは農地の利用状況調査や農地の権利移動等の状況把握及び委員や職員の研修費等に使用されるものになります。その下の農地利用最適化交付金ですが、農業委員が農地利用最適化に取り組む事業に対して支払われる交付金で農業委員報酬の能率給分として充てております。最下段の国有農地管理处分事業事務取扱い交付金ですが、町内にある国有農地等の管理及び処分に関する事務に対して支払われる交付金で事務費に充てております。次に23ページをお願いいたします。上から2段目の目1農林水産費受託事業収入の節1農業委員会受託事業収入のうち備考欄1段目の農業者年金受託事業収入ですが農業者年金基金から委託を受けて農業者年

金の業務を行う市町村に対して交付されるものになります。その下の農業公社受託事業収入ですが、こちらは熊本県農業公社から委託を行う農地売買等業務に対して交付されるものになります。次に24ページをお願いいたします。雑入で中ほど情報活動交付金ですが、これは全国農業新聞より普及活動のための交付金になります。現在103件となっております。次に歳出に移ります。70ページをお願いいたします。下段の目1農業委員会費です。職員の人件費に係る分は説明を省略させていただきます。節1報酬の1段目農業委員報酬につきましては、農業委員26人分の年報酬分になります。次の会計年度任用職員と71ページをお願いいたします。節3職員手当等の最下段会計年度任用職員期末手当と、その下節4共済費の社会保険料は、会計年度任用職員2名分になります。農地の相談受付業務をはじめ土地利用状況調査、農地パトロール時の資料作成や調査後の集計また農地中間管理事業等の事務補助を行っていただいております。節8旅費の費用弁償は、農業委員の総会や農地売買と、あ、失礼しました。農地売買契約の立会い、農地パトロール等における費用弁償の分になります。節11役務費の2段目遊休農地調査手数料は、8月に行いました農地利用状況調査の手数料になります。次の農家台帳データ抽出編集手順書作成手数料は、住基情報と固定資産情報を取り込むための操作手順書作成になります。節12委託料の1段目農地台帳システム保守委託料は、台帳システムの保守委託料になります。節13使用料及び賃借料の1段目農政業務支援システム使用料は農地の地図情報システムクラウドソフトの使用料になり、2段目の農地台帳システム使用料は、農地台帳システムの賃貸借の使用料になります。節17備品購入費は、農業委員タブレットの備品購入費で令和4年度に繰越しをさせていただいたものになります。次に、目2農業者年金事務受託金、失礼しました。農業者年金事務委託事業費につきましては、歳入で説明しましたとおり農業者年金基金から委託を受けて行っている事業に対する人件費等になります。以上で農業委員会分の令和3年度決算における説明を終わります。

◎副議長（森岡 勉君） 説明の途中ですが、ここで10分間暫時休憩いたします。

休憩 午前11時58分

再開 午前11時07分

◎副議長（森岡 勉君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。万江農林振興課長。

●農林振興課長（万江 幸一郎君） はい。それでは、農林振興課所管分の説明を申し上げます。まず、歳入になります。上段の枠目1農林水産事業費分担金になります。節1農業費分担金の町営土地改良事業受益者分担金につきましては、平成29年度に実施された事業5件分の分担金になります。その下、節2農地等災害復旧費分担金は、令和2年7月豪雨災害において、令和3年度に竣工した農家負担分を受入れたものです。次のページをお願いいたします。上段の目4農林水産使用料の農業施設使用料ですが、農林振興課で所管をしておりますもみじ館、定住促進センター、農村女性の家、畜産センターの43万6,172円と薬草加工所の使用料357万6,000円となっております。次のページをお願いいたします。中ほどの目4農林水産手数料節1農業手数料の農業振興地域証明手数料は65件分の手数料。また、節2林業手数料は町有林への入山申請をされた44件分の入山手数料となっております。16ページをお願いいたします。目5災害復旧費補助金節1農林水産施設災害復旧費補助金の林業施設災害復旧費補助金は、令和3年債の7件分の設計委託料分を受入れたもの。また、林業施設災害復旧費補助金は、繰越しをした工事、工事か所4本分

を受入れたもの。また、その下の農地等災害復旧費補助金は、繰越した農地の23か所と農業用施設の25か所分の概算払分を受入れたものになります。18ページをお願いいたします。最下段の目4農林水産事業費県補助金の節2農業費補助金になります。次のページをお願いいたします。最上段の農業制度資金利子補給費補助金で12件分となります。次の中山間地域等直接支払い制度推進費補助金は、中山間の事務費分の補助金となります。また中山間地域等直接支払い交付金は、交付金支払い額の国県分4分の3を受入れたものです。次の農業次世代人材投資事業補助金は、個人9名、夫婦4件の合計17名が対象となっております。次の経営所得安定対策推進事業費補助金は、あさぎり町地域再生協議会へ交付した経営所得安定対策に係る事務補助金となります。次の多面的機能支払い制度推進補助金は、多面的機能の事務費補助金になります。また農地中間管理機構集積協力金交付事業交付金は、農業をリタイヤされ農地バンクへ貸付けをされた3件の農家への経営転換協力金として補助金を受入れたものです。また多面的機能支払い交付金につきましては、交付金支払い額の国県分4分の3を受入れたものです。次の環境保全型農業直接支払い推進費補助金は、事務費分の補助金となります。次の環境保全型農業直接支払い交付金は、化学肥料、化学合成農薬の使用を県の慣行レベルから原則5割以上低減する取組とあわせて、緑肥の作付堆肥の施与、有機農業等のいずれかを行う取組に対して国県分の交付金となります。次の水田産地化総合推進事業費補助金は、主食用米生産状況の把握や米政策の新たな仕組みの周知などを推進するものと産地戦略作成における土地利用計画や地域振興策の調整などの事務補助金となります。また、土地利用型農業支援事業補助金は、米を中心とした土地利用型で中山間地域において支援される中山間地域と組織化支援と、地域営農組織育成支援ということで、二つの団体分を受入れたものです。次の農業農村整備事業推進交付金は、吉井地区排水路改修工事及び須恵上代地区における揚水ポンプ更新について繰越しておりますが、令和3年度事業分を受入れたものになります。次の農業制度資金保証料助成費補助金は、主に新型コロナウイルス感染症により農家が借入れた資金に対し県からの補償料補助金を受入れたものになります。次の担い手づくり支援交付金事業助成金は、融資主体型の事業で地域担い手の持続性、収益力の向上を図るために必要となる農業用機械の導入を支援するための事業で、1件の農家分を受入れたものです。また強い農業担い手作り総合支援交付金は、令和2年7月豪雨で被災した果樹棚の復旧に対し、国県の補助金を受入れたものです。また、一つ飛んで同じ事業の繰越した分ですが、6経営体16件の機械施設分を受入れたものです。最後に、田んぼダム協力支援事業補助金は、対象となった農家2件、2件分への補助、補助金を受入れたものです。次に、節3林業費補助金になります。有害鳥獣駆除補助金につきましては、鹿、イノシシ、猿の駆除分で、国の鳥獣被害防止総合対策推進交付金の899万円と県の有害鳥獣被害対策事業補助金114万9,000円を受入れたものです。また造林事業補助金は、下刈り、植林、鳥獣ネット等に対する補助金。また間伐等森林整備促進対策事業補助金は、森林資源の充実と公益的機能の維持増進のため間伐等を推進し、県が策定した体質強化計画に基づき原木を安定的に供給する目的で、95.66ヘクタールの間伐を実施したのに対し受入れたものです。次の森林作業道自立復旧支援事業補助金は、令和2年7月豪雨により被災した森林作業道の自立復旧を図るため、復旧を行う森林所有者や林業事業者へ事業費の2分の1を補助するもので、二つの林業事業者分を受入れたものになります。次のページをお願いいたします。中ほどの目2農林水産事業費県委託金節1農業費委託金の国営事業継続地区推進調査委託金は、国営川辺川事業の地区推進調査費として県からの委託金を受入れたものです。次のページをお願いいたします。中ほどの目1不動産売払収入節2その他不動産売払収入は、素材生産

の売払い収入で間伐95.66ヘクタール、全伐4.03ヘクタール分の立木分、立木の売払い等の収入となります。次に、目1指定寄附金の農林水産事業費、農林水産業費寄附金は、旧人吉球磨林業機械センターの解散に伴い高性能林業機械の売却、売却益が当時の持株数に応じて配分されたものを受入れたものです。次のページをお願いいたします。5段目の目5林業振興基金繰入金は、林業従事者に対しあさぎり町林業振興基金を活用した事業で、林業振興基金事業補助金交付要綱に基づき、林業従事者育成事業の申請に対し、基金を繰入れたものになります。次のページをお願いいたします。2段目の目2農林水産費受託事業収入節2農業費受託事業収入は、農地中間管理機構から事務を受託しておりますが農業委員会の事務費として受入れたものになります。次に、目4雑入になります。次のページをお願いいたします。備考欄の5行目、菓草加工場光熱水費は、あさぎり菓草合同会社が使用する加工場の電気使用料を受入れたもの。また森林組合事業奨励金は、球磨中央森林組合の町村ごとの組合利用実績により交付されるものです。また機構集積協力金返還金は、売買を理由として機構への貸付けの解約が行われたものに対して、所有者より返還されたものになります。次の熊本大県い業経営安定基金協会返還金は、協会の脱退に伴い長期預り金の返還を受けたものです。また次の立木伐採補償料は、令和2年7月豪雨で堆積した清願寺ダムの土砂の浚渫、搬出先となる立木の伐採に対する県の保証料となります。次の強い農業担い手作り総合支援事業補助返還金は、令和2年7月豪雨により被災した農業用機械施設の更新及び修繕を実施した1件の農家より畜産部門における廃業の申出、この事業で導入した機械の取扱いについての相談があり、その補助金についての返還額を雑入で受入れたものとなります。また城南地区家畜自衛防疫推進協議会推進費につきましては、熊本県の家畜自衛防疫協議会から町が実施した牛の注射頭数により推進費として受入れたものです。26ページをお願いいたします。町債で中ほどの目6災害復旧債節2農林水産施設災害復旧事業債は令和2年7月豪雨による林業施設に関する起債で、現年分は設計委託料繰越し分は竣工した工事請負費に対するものです。続きまして39ページをお願いいたします。歳出になります。最下段目14基金費になります。次のページをお願いいたします。上から備考欄の上から3行目の林業振興基金積立金は、旧人吉球磨林業機械センターからの寄附金と基金運用利子を積立てたもの。また次の森林環境譲与税積立金は、令和3年度の譲与税における残額と、基金運用利子を積立てたものになります。次のページをお願いいたします。目19地域おこし協力隊ですが、支援センターで活動をしていただいている1名分について、次のページにかけて人件費と活動経費となります。72ページをお願いいたします。目3農業総務費です。ここには職員の人件費や各種負担金を計上しておりますが、節18負担金補助及び交付金につきましては、農業振興を図るため県、郡市における協会等の負担金となっております。次のページをお願いいたします。最上段、献穀事業町村負担金につきましては、球磨人吉地域において新嘗祭が錦町において実施されており、その分の経費負担となります。次に、目4農業振興費です。節12委託料は、農業経営診断委託料として町内17件の新規農家と伴走型支援2件を対象に実施したものになります。また、節18負担金補助及び交付金のあさぎり地域農業振興協議会負担金につきましては、JAと連携をし、農業振興を図ったものです。次の制度資金利子補給費補助金につきましては、12件の農家の方が対象となったもの。次の農業共済掛金補助金は325件の農家へ助成を実施したものです。また有機農業推進補助金につきましては、有機センターの堆肥購入と土壌分析の補助金で3分の1の支援をしております12団体329件へ助成をしたところです。次の農業振興事業補助金につきましては、町単独の農業施設機械整備補助金として33件1,920万6,000円分と、町独自の農業後継者育成支援給付金として

22名の1,462万5,000円。また大豆の作付に係る種子代、ライスセンターの利用料の2分の1を助成した大豆生産部会への補助金となります。次の鳥獣対策事業補助金につきましては、電気柵等の設置に対する補助金で5件の申請でありました。また農業次世代人材投資事業補助金につきましては、新規就農者への補助金として個人9名、夫婦4件の合計17名が対象となっております。また農業支援センター運営費負担金は産業活性化基金等を活用した農業支援センターの運営費となります。次の農業制度資金保証料助成費補助金につきましては、新型コロナウイルス感染症や令和2年7月豪雨により農家が借入れた資金に対し、県からの保証料補助金を8件の農家分として支出したものとなります。次の強い農業担い手作り総合支援交付金は、JAが主体となりライスセンターの改修を行ったものに対する補助となります。次に、繰越しの強い農業担い手作り総合支援交付金は、令和2年7月豪雨で被災した農業機械等の復旧に要した経費であり6件の農家に対する交付金。次の繰越し国産農畜産物供給力強靱化対策事業補助金は、JAが主体となって実施したお茶の加工場整備に係る町の負担金となります。次に、目5農業経営基盤強化促進対策事業費となります。節18負担金補助及び交付金の認定農業者協議会への補助金で、会員239名、14名の役員で活動をされているところです。また農業認定農業者女性の会につきましては、会員44名、役員7名での運営。次に、担い手作り支援交付金助成事業につきましては、歳入で説明申しあげました担い手育成支援タイプで採択された1件の農家がコンバインと汎用トレーラーを導入されたものに対し支出をしたものになります。次のページをお願いいたします。目6農業後継者育成指導費です。節7報償費及び節10需用費等節11役務費につきましては、令和2年度から実施したあさぎり中学校農業体験ラボの経費に要したものとなります。次の節12学童農園委託料ですが、学童農園につきましてはJA青壮年部へそれぞれの小学校区ごとに委託をしているもの。また節13使用料及び賃借料の学童農園土地借上料は、その土地の借上料となります。次の節18負担金補助及び交付金の農業女性の会補助金は、自らの資質の向上や地域農業の発展を目的として、各種研修会への参加や中学生への卒業記念品の贈呈や景観作物の作付など幅広く活動されており、22名の会員となっているところです。次に、目8水田農業経営確立対策事業費です。節18負担金補助及び交付金の地域再生協議会補助金は、歳入で経営所得安定対策推進事業費補助金として受入れたものを協議会へ事務費として支出し、支出をしているものです。また需要適合生産推進事業費補助金は、水田産地化総合推進事業費補助金39万9,000円のうち17万4,000円を再生協議会の推進事務費として支出し、産地戦略作成における土地利用計画や地域振興策との調整などの事務費となります。また土地利用型農業支援事業補助金は、歳入で説明をいたしました2件の団体から完全自家撒き関連の機械の申請等、主に麦・大豆の収穫を行う普通コンバインの導入に対し、県の補助金を支出したものになります。次に目9農業施設管理費になります。次のページをお願いいたします。節10需用費と節11役務費につきましては、農林振興課で所管をしております農業用施設15か所、農村公園12か所と、薬草加工場分の経費となります。次に、節12委託料です。備考欄の5行目の設計委託料につきましては、定住センターのトイレなど改修に伴う設計委託料となります。その下、樹木伐採委託料は寺池親水公園内の大型樹木の伐採委託になります。また農産加工センター指定管理委託料は、ふるさと振興社へお願いしているもの。次の天子の水公園管理委託料は、天子の水公園を守る会へ除草や植栽作業、花菖蒲の植栽作業及び、令和2年7月豪雨で被災した遊歩道の一部の復旧を委託したものです。次の岡原農産物処理加工施設指定管理委託料は、岡原やっつろ会へ指定管理としてお願いをしているものです。次の冷蔵庫等保守点検業務委託料は、あさぎり町農産加工センターに設置し

ました冷凍ユニットの保守業務委託料となります。次の節13使用料及び賃借料の土地借上料は、天子の水公園の土地借上料となります。また冷蔵庫リース料は、深田ふれあい市場に設置している冷蔵ショーケースのリース料となります。節14工事請負費は、繰越したもみじ館トイレの改修工事となります。また、節15原材料費は、天子の水公園の植え替え用花菖蒲の苗代となります。また節17備品購入費は、もみじ館農事研修室エアコンの更新によりルームエアコン2機を購入したものです。続きまして目10畜産事業費です。節7の報償費は、各種、各品評会や共進会へ出品いただく報償費となります。また畜産統計謝金は、毎年2月に実施されております畜産統計調査を畜産専門員へお願いしたものです。次のページをお願いいたします。節18負担金補助及び交付金で、備考欄2行、2行目の畜産振興協会補助金につきましては、町の畜産振興協会への助成金。また4行目の畜産振興事業補助金につきましては、優良家畜導入保留促進事業に930万円。それから、悪臭や害虫対策などの環境対策費として119万円。それからヘルパー事業として128万円などを支出をしております。次の家畜伝染病防疫対策補助金は、資材分として41万4,000円を交付したものです。また地域農産物活用拠点強化事業補助金は、球磨酪の農業協同組合により新設されたヨーグルトドリンク製造施設新設に対する町の補助金となります。次に、目11農地中間管理事業節18負担金補助及び交付金は、歳入で説明をいたしました3名の対象者へ協力金として交付をしたものです。次の目12農業振興地域整備促進事業費につきましては、開催をしました農業振興地域整備促進協議会議に関する報酬費弁になります。次に、目13中山間地域等直接支払い制度事業費です。節1報酬等、節8旅費で中山間地域等直接支払い制度推進協議会委員の会議と現地確認に伴う報酬及び費弁になります。また節18負担金補助及び交付金の中山間地域等直接支払い交付金につきましては、国2分の1、県4分の1、合わせて、町が4分の1を支出し、協定に基づき40集落へ支出したものです。次のページをお願いいたします。目14多面的機能支払い制度事業費です。節18負担金補助及び交付金で、多面的機能支払い交付金、農地維持資源向上の共同等資源向上の長寿命化の交付金につきましては、全64組織分をあさぎり町広域協定で取りまとめて事業を行うもので、国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1を支出するものです。次の目15環境保全型農業直接支払い制度事業費は、歳入で説明をいたしました化学肥料等を低減する取組面積に対して交付するもので、実績として14件の活動に対して交付、交付金を交付したものです。次に目16農地になります。節10需用費の修繕料は、主に令和2年7月豪雨以降に生じた排水路や集水桝、農道等に、農道等の農業用施設における軽微なか所20か所の修繕。節12委託料は、団体営事業に係る土改連への設計委託料。また、節13使用料及び賃借料は、用排水路における土砂撤去や法面崩壊、法面崩土除去に係る機械借上料14件分となります。節14工事請負費ですが、団体営事業に係る工事前払い金になります。次に節16公有財産購入費は、一の木谷川沿いにおける貸砂池用地の購入費用となります。次は、次に節18負担金補助及び交付金です。備考欄2行目の土地改良区負担金は、令和2年7月豪雨を受け、各土地改良区と分担協定を結んでおりますがそれに基づき負担金を支出したものです。次に、熊本県農業農村整備事業推進交付金ですが、百太郎溝土地改良区が取り組んだ二つの改修、二つの修繕工事で、対象事業費の20%を負担したものです。次のページをお願いいたします。田んぼダム協力支援事業助成金は、対象となった農家2件分の助成金です。また、百太郎土地改良区負担金につきましては、令和2年7月豪雨に係る伴う、土砂浚渫に係る経費を補助したものにになります。次に目17川辺川総合土地改良事業費です。まず節7報償費ですが国営川辺川土地改良事業における地区実証展示ほ場の調査費となります。次、節18負担金補助及び交付金ですが

川辺川土地改良区運営補助金につきましては、関係6町村で負担しているものになります。また国営造成団地畑地かんがい緊急対策補助金につきましては、造成団地の井戸ポンプ電気料の補助を行ったものです。次のページをお願いいたします。林業費になります。目1林業総務費の最下段節12委託料の町有林管理業務委託料は球磨中央森林組合へ町有林の監視や維持管理などの委託になりますが、委託になります。次の出生祝い用木製品、木製贈答品制作委託料と金婚式夫婦表彰時賞状額縁製作委託料は、森林環境譲与税を財源とした事業、木製品を作成したものになります。次のページをお願いいたします。最上段の節13使用料及び賃借料は、町有林アクセスのため皆越地区八ヶ峰への作業、作業道用地借上料となります。節17備品購入費は、職員において簡易な倒木等の除去のためのチェーンソーを購入したものになります。節18負担金補助及び交付金は、各協議会などへの会費や負担金となっております。下から3行目の緑の少年団補助金につきましては、3校分となります。次に目2林業振興費です。節18負担金補助及び交付金のシイタケ生産事業補助金は、種駒購入に対して事業費の2分の1の補助をしておりますが、6件の農家へ交付したものです。次の特用林産物施設化推進事業補助金は、特用加工流通安定生産施設等整備のため、1件の林業者の方が筍等の運搬車を導入されたものに対し、補助を行ったものです。また林業従事者育成促進事業補助金は、林業従事者が個人で使用するチェーンソーや刈り払い機等の林業機械を導入する経費について2分の1の補助を支援するもので、1件の林業従事者へ交付したものです。また森林作業道自立復旧支援事業につきましては、歳入で説明をいたしました令和2年7月豪雨により被災した林業作業道の自立復旧支援として、2件の事業者へ支出したものです。次に、目3公有林整備事業費になります。節12役務費も、役務費の組合手数料は、森林組合への素材生産、造林委託料5%となっております。また市場手数料は素材生産収入の6%と極積料となっております。次の森林国営保険料は、町有林176.08ヘクタール分の掛金となります。節13委託料で素材生産委託料は間伐8件、8件を森林組合へ運搬販売を委託したものです。次のページをお願いいたします。次の造林委託料は同様に間伐95.66ヘクタール、下刈り9.71ヘクタール、人工造林3.27ヘクタール、鳥獣害防止ネット894メートルへ森林組合へ委託したものです。次の節16公有林公有財産購入費は、柳別府地区、それから麓地区の分収林を買上げたものになります。次に、目4林道維持費節10需用費の修繕料は、林道施設である林道路肩や排水路等の比較的軽微なものの修繕4か所を行ったものです。また節13使用料及び賃借料の機械借上料は、各林道の法面、路面補修、清掃等で機械をリースし、令和2年7月豪雨以降、被災したものに対し22件の機械の借り上げを行ったものです。節15原材料費は、修繕や補修工事に付随する大型土のうや横断工などになります。節21補償補填及び賠償金の立木補償費につきましては、林道第二黒原線、復旧に伴う国有林の立木補償を行ったものです。次に目5鳥獣被害防止事業費になります。節18負担金補助及び交付金の鳥獣、有害鳥獣駆除補助金は、町内に5隊ある捕獲隊へ運営補助金として各隊10万円を補助したものです。次の有害鳥獣被害防止対策協議会補助金は、協議会の運営費、箱わな等の購入や若手狩猟者育成促進事業として、箱罟、くくり罟の研修会や講座及びジビエ教室などを実施をしております。また侵入防止柵などの設置をするための補助金となります。次の有害鳥獣捕獲補助金ですが、令和3年度の実績といたしまして鹿が1,207頭、イノシシが128頭、サルが25頭、カラスが115羽、アナグマ27頭を捕獲しております。次に目1水産総務費、水産業総務費で、球磨川漁協稚魚放流事業委託料は、球磨川漁協の協力のもと毎年実施をしております。あさぎり町内の河川6か所にヤマメの稚魚3万6,000匹を放流したのになります。続きまして113ページをお願いいたします。

災害復旧費になります。下段の目1農地等災害復旧費の節10需用費の修繕料は、令和2年7月豪雨等により、農業施設等の比較的軽微な補修や修繕を行ったものです。次の節12委託料は繰越し事業となりますが令和2年7月豪雨により被災したものに対し、土改連など設計を委託したものです。次のページをお願いいたします。最上段、節14工事請負費につきましては、前年度からの繰越した39か所の災害復旧工事分になります。次の目2林業施設災害復旧費節12委託料につきましては、最上段が令和3年債における昨年7月豪雨により被災したものに対し災害復旧として7か所分の設計を委託したものになります。また、繰越し明許における2段目の設計委託料は、重変の対象となったものになります。次の節14の工事請負費につきましては、現年度で実施をしておる一本の復旧工事と繰越しをしておりました4か所分の復旧工事分となります。以上で農林振興課所管分の説明を終わります。

◎副議長（森岡 勉君） 高田商工観光課長補佐。

●商工観光課長補佐（高田 将一君） はい。それでは、商工観光課所管について説明します。12ページをお願いします。歳入です。款13項2目3商工観光費負担金、備考欄ふるさと市町村圏事業負担金は、広域行政組合において、観光事業を行えないことに合わせた分配金になります。次のページをお願いします。目5商工観光使用料は、商工コミュニティーセンター及びJAくま免田店分になります。ポッポー館利用者数は9,356人、使用料が110万3,470円、JAくま免田店分が108万円になります。20ページをお願いします。款17項1目2利子及び配当金になります。次のページをお願いします。商工観光課所管につきましては、備考欄1番目の産業活性化基金利子を受入れております。次のページをお願いします。目4産業活性化基金繰入金です。充当先は、農業支援センター運営費及び農業支援センター機材更新1,618万4,000円。商工業振興補助金407万2,000円になります。24ページをお願いします。雑入です。備考欄中ほどになります。商工コミュニティーセンター電気料は、くま川鉄道及びJA分を受入れております。その下、人吉球磨観光地域づくり協議会派遣職員負担金につきましては、あさぎり町からの派遣職員分の負担金を受入れたものです。39ページをお願いします。歳入になります。目14基金費節24積立金の備考欄、最下段産業活性化基金積立金は、財政調整基金から歳入の基金利子を積立てております。続きまして81ページをお願いします。最下段、商工観光費になります。次のページをお願いします。主なものについて説明いたします。まず目1商工費、商工総務費、節12委託料、学生応援プロジェクトは、大学生などの生活応援として、一昨年より、実施しているものです。昨年の実績は110件でした。節17備品購入費は、非接触型体温計の購入になります。節18負担金補助及び交付金、備考欄、店舗改装事業等補助金は、新築1件、改装2件に交付しております。その下、住宅リフォーム補助金は、新築6件を含む53件に交付しています。地域イベント等補助金は、あさぎり駅前地域イベント費として商工会に交付しています。次のページをお願いします。備考欄1番上になります。販路開拓強化事業補助金は、販路開拓事業費としてふるさと振興社に交付しております。その三つ下おまけつき商品券発行事業補助金は、10%のプレミアム商品券として、商工会に支出しております。その下の商工業振興補助金は、交付件数41件に対し交付しています。その下、新型コロナウイルス感染症関連商工業制度資金利子補給補助金は、84件の申請に対して交付をしています。その下、新型コロナウイルス感染症対策商工業経営支援補助金につきましては、67件の申請に対し交付しております。新型コロナウイルス感染拡大防止飲食店等時短要請協力金負担金は、コロナ感染第4波及び第5波時における県要請分として、総額分の町負担分10%になります。続いて目2商工施



設費節10需用費、電気料はポッポー館商店街街路灯、駐車場、中央広場街路灯の電気料になります。節12委託料、施設管理委託料は、ポッポー館の夜間祝祭日の施設管理をシルバー人材センターへ委託しているものです。その下につきましては、ポッポー館に付随するものについて委託を行ったものとなります。次のページをお願いします。上の段、節17備品購入費は、商工観光課のポッポー館への移転に伴う業務用の機の購入です。続きまして、目2観光費です。節10需用費、備考欄、印刷製本費は、観光パンフレットやリーフレットの増刷分となります。その下の電気水道修繕料は、おかどめ幸福駅、谷水薬師、秋時観音など関連施設に支出したものです。続きまして、節12委託料、備考欄、おかどめ幸福駅売店指定管理委託料及びビハ公園キャンプ場指定管理委託料は、それぞれに指定管理委託料を支出したものです。浄化槽管理委託料につきましては、谷水薬師、秋時観音のトイレの管理委託です。次のページをお願いします。節14工事請負費は、ビハ公園キャンプ場の古くなった遊具の撤去及び遊具を新たに設置したものです。節17備品購入費は、キャンプ場に、消火器6本を購入したものです。節18負担金補助及び交付金は、協議会等に支出したものです。説明欄、人吉球磨観光地域づくり協議会負担金は、地方創生推進交付金を活用しております。項3目1定住促進費節1報酬から節8旅費、備考欄、費用弁償につきましては、定住対策支援員として配置しております会計年度職員1名分になります。次のページをお願いします。上の枠、節18負担金補助及び交付金、備考欄、定住促進奨励補助金は、あさぎり町に新たに新築または中古物件を購入され定住された方が対象で、40歳未満が2件、40歳以上の方が5件、計7件に対して交付しております。商工観光課所管分につきましては、以上で説明を終わります。

◎副議長（森岡 勉君） 説明の途中ですが、ここで暫時休憩いたします。午後は13時30分より、開会いたします。

休憩 午前11時56分

再開 午後 1時30分

◎副議長（森岡 勉君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。ここで農林振興課長より追加説明の申出がっておりますのでこれを許可します。万江農林振興課長。

●農林振興課長（万江 幸一郎君） はい。午前中に農林振興課所管分の御説明を申し上げましたが、2点につきまして誤った説明をしておりましたので、訂正をさせていただきたいと思っております。資料を送ります。まず、目4農業振興費節18負担金補助及び交付金における備考欄の下から3行目強い農業担い手作り総合支援事業につきまして、説明をですねJAが主体となりライスセンター改修云々という説明を申し上げましたが、実際にはこれの説明につきましては、令和2年7月に被災した1か所の復旧を現年度予算で実施したものと、いうものに、への訂正。それからもう1点がですね、今、お送りいたしました。目3の公有林整備事業費につきまして、公有林、公有財産購入費のくだりの説明を申し上げましたが決算にはないものでございましたので、これのこの部分についての説明の削除。以上2点につきまして、謹んでおわびして訂正をさせていただきたいと思っております。

◎副議長（森岡 勉君） 酒井建設課長。建設課所管分につきまして説明いたします。12ページをお願いいたします。歳入でございますが目2番目、目2土木費分担金節1砂防費分担金につきましては、急傾斜地

崩壊防止対策としまして、崖崩れ対策事業の実施に対しての受益者の分担金でありまして、令和2年度からの繰越し分でございます。次の13ページをお願いいたします。目の4番目、目6土木使用料節1住宅使用料につきましては、町営住宅使用料及び浄化槽使用料でありまして住宅使用料の現年度分の徴収率としましては99%で前年度より0.2ポイント徴収率が上がっております。収入未済額1,237万888円のうち住宅使用料につきましては、現年度分が2件で4万1,500円。過年度分が延べ136件で1,228万5,288円となります。16ページをお願いいたします。目の1番目、目4土木費国庫補助金節1土木管理費補助金で、住宅建築物安全ストック形成事業補助金につきましては、耐震化支援事業の補助金になりますが、現年度分では耐震診断4件と耐震改修工事2件、前年度からの繰越し分で耐震改修工事2件に対するものです。次の節2道路橋梁費補助金につきましては、歩道整備、舗装補修、橋梁補修事業に伴う補助金でありまして、現年分と繰越し分について受入れております。収入未済額につきましては、令和4年度への繰越しによるものです。節3住宅費補助金につきましては、星原団地の改修工事に伴う補助金となります。次の目5災害復旧費補助金節2公共土木施設災害復旧費補助金につきましては、町道及び河川の災害復旧事業に伴う補助金でありまして、前年度からの繰越し事業として受入れておりますが工事の事故繰越し分につきましては収入未済額となります。次の17ページをお願いいたします。目の1番目、目3土木費国庫委託金節1土木管理費委託金につきましては、球磨川における排水樋門の操作管理に係る委託金となります。19ページをお願いいたします。目5土木費県補助金節1土木管理費補助金につきましては、耐震化支援事業の補助金になりますが、前年度からの繰越しで耐震改修工事2件に対するものです。節2河川費補助金で、土砂災害危険住宅移転事業補助金につきましては、住宅移転1件分の補助金となります。次の地域防災崖崩れ対策事業費補助金につきましては、住宅裏の法面对策の補助金で、令和2年度からの繰越し分になります。次の20ページをお願いいたします。目の3番目、目2農林水産事業費県委託金節1農業費委託金で、2行目の清願寺ダム管理委託金につきましては、ダム管理経費の2分の1を県から受入れております。次の目3土木費県委託金節1河川費委託金につきましては、県管理河川の護岸の雑草処理の委託金として受入れております。25ページをお願いいたします。目の2番目、目2農林水産事業債節1農村地域防災減災事業債につきましては、清願寺ダム防災事業における負担金の財源として借入れたものです。次の目3土木債、節1道路橋りょう債につきましては、道路改良や舗装補修事業などの財源としまして現年度分と令和2年度からの繰越し事業分につきましては過疎債及び合併特例債を活用して借入れております。なお、予算額と収入済額の差額につきましては、令和4年度に繰越しして借り入れるものになります。次の26ページをお願いいたします。節2河川債につきましては、令和2年度からの繰越し事業分になりますが、河川債は町管理河川の浚渫に要する費用の財源としまして、緊急浚渫推進事業債を借入れたもので、次の地域防災崖崩れ対策事業債につきましては、崖崩れ対策事業の財源として借入れたものです。目の3番目、目6災害復旧債節2公共土木施設災害復旧事業債につきましては、令和2年度からの繰越し事業分になりますが、道路と河川における災害復旧事業の財源として借入れておりまして予算額と収入済額の差額につきましては、令和4年度に繰越しして借り入れるものです。78ページをお願いいたします。歳出でございますが、目18清願寺ダム管理費につきましては、ダム管理に要する費用でありまして、主なものとしましては節12委託料で機械設備の保守点検や清掃委託、それから次のページになりますが、観測業務の費用を支出してありまして、節18負担金補助及び交付金で清願寺ダム防災事業負担金につきましては、堆積土砂撤去における事業費1億1,000万円の

6%の負担で660万円。次の清願寺ダム農地等災害復旧事業負担金につきましては、令和2年7月豪雨で堆積した流木と土砂の撤去事業費2億1,800万円の0.1%の負担で21万8,519円を支出しております。86ページをお願いいたします。目1土木総務費につきましては職員給与と会計年度任用職員の報酬などのほかで、節18負担金補助及び交付金につきましては、耐震化支援事業の補助金になりますが耐震診断4件と耐震改修工事2件、繰越し分で耐震改修工事2件の補助金を支出しております。次の目2環境整備資材等支給事業費につきましては、住民協働に伴う支出でございますが地域住民の皆さんの御協力によりまして14地区で18件の事業実施により生活環境の改善に取り組んでいただいております。主な支出としましては、次の87ページをお願いいたします。節13使用料及び賃借料で道路整備や支障木伐採に伴う機械借上料を節15原材料費で道路舗装に要する生コンやごみステーション改修に伴う材料費であります。次の目1道路橋梁総務費につきましては、節12委託料は令和2年度に行いました道路改良などで道路幅員に変更が生じている路線についての道路台帳の補正を行っております。節18負担金補助及び交付金の3行目県工事負担金につきましては、単県事業で実施されました国道の側溝整備と県道小枝深水線の改良に伴う負担金であります。次の目2道路維持費につきましては、節10需用費の4行目修繕料は、主に舗装や防護柵の修繕を行ったものです。節11役務費で次の88ページをお願いいたします。最上段の登記手数料につきましては、道路用地における未登記分の登記手続を行ったものです。節12委託料の設計委託料につきましては、橋梁補修や法面改良などの測量設計を行ったものです。道路維持委託料につきましては、除草業務などを業者、シルバー人材センター、農業支援センターに委託したものです。調査設計委託料につきましては、橋梁長寿命化修繕計画策定の業務委託を行ったものです。道路施設等維持管理作業員派遣業務委託料につきましては、作業員10名の派遣費用です。流用としまして14節からの流用で184万3,000円とありますが、立野線の法面对策を実施するための国との協議におきまして設計の修正を取り急ぎ行う必要がありましたことから、工事費の入札残を流用しております。最後の行で繰越し明許での設計委託料につきましては、法面改良と道路改良の設計を行ったものです。翌年度への繰越しとしましては、立野線の法面对策の設計委託であります。節13使用料及び賃借料の機械借上料につきましては、主に町道への崩土の土砂撤去などになりますが、緊急要するもので予算が不足した分につきましては、予備費から充用して行っております。仮設材リース料につきましては、皆越地区の立野線で法面对策を行うか所の通行確保のために敷き鉄板を設置しているものです。節14工事請負費につきましては、交付金を活用しまして舗装補修や交通安全対策でのカラー舗装、自転車道の整備を行ったほか、単独の事業としまして防護柵設置や排水対策工事を行っております。流用としまして12節からの流用で455万5,000円ですが、通学路の安全対策事業で設計委託費の不用額を工事費に組替えて安全対策を進めております。繰越し明許による工事につきましては、橋梁や舗装の補修、自転車道の整備、法面改良の工事を行っております。翌年度への繰越しとしまして、舗装補修と橋梁補修、排水改良の工事になります。節15原材料費につきましては、舗装補修用合材、側溝の蓋など道路補修のための資材を購入したものです。節16公有財産購入費につきましては、阿蘇地区の町道平山3号線で路肩が崩れたことによる部分改良のために用地取得したもの、明許繰越分につきましては、今井地区の集落道で排水路の改修工事に伴う拡幅として取得したものです。節17備品購入費につきましては、道路の維持管理作業用でブローワー2台を購入したものです。次の目4道路改良費につきましては、次の89ページをお願いいたします。節12委託料につきましては、須恵深田線の交差点改良設計、江島田頭川側線の用地測

量、今井中学校線の補償鑑定を行っております。節14工事請負費につきましては、江島田頭川側線、薬師堂線、天神9号線の改良工事でありまして、翌年度への繰越しとしましては江島田頭川線、薬師堂線になります。繰越し明許による工事につきましては、免田百太郎線の改良工事であります。節16公有財産購入費につきましては、繰越し明許による用地取得になりますが、薬師堂線であります。節21補償補填及び賠償金につきましても、繰越し明許で薬師堂線の用地取得に伴う移転補償であります。次の目4道路改良費につきまして、次の90ページをお願いいたします。節12委託料につきまして、繰越し明許で黒田古町線と岡原免田線の設計を行っております。翌年度への繰越しとしましては、岡原免田線の設計と用地測量、たがみや76号線の設計になります。節14工事請負費につきましては古町永才線の歩道整備になりますが、現年度分では前払い金のみの支出でありまして、翌年度への繰越しとしております。節16公有財産購入費につきましては、繰越し明許で古町永才線と黒田古町線の用地取得でありまして、現年度の予算で黒田古町線の分を翌年度へ繰越しとしております。節21補償補填及び賠償金につきましては、繰越し明許での古町永才線の用地取得に伴う補償となります。次の目1河川総務費につきまして、節12委託料で樋管操作員委託料につきましては球磨川の樋管19か所の管理委託であります。県河川除草委託料につきましては、県管理河川7河川の除草を県から受託し行ったものです。水門操作委託料につきましては、田頭川放水路の水門の管理委託になります。節13使用料及び賃借料につきましては、堆積土砂の撤去などの機械借上料になります。次の目2河川改修費の節14工事請負費につきましては、町が管理します準用河川の土砂の撤去、浚渫になりますが前年度からの繰越しで行っておりまして、現年度の予算につきましては、翌年度への繰越しとなります。次の91ページをお願いいたします。目3砂防費の節12委託料節14工事請負費につきましては、崖崩れ対策事業としまして深田西地区で法面改良を行ったもので、前年度から繰越しして実施しております。節18負担金補助及び交付金につきましては、土砂災害特別警戒区域におきまして、住宅を移転する事業に対しまして移転1件分の補助金を県から受入れて交付したものです。次の目1公園費につきましては、岡留公園、向町親水公園、中島親水公園の管理に要した支出となります。主なものとしまして、節17備品購入費で草刈り用で乗用モア1台を購入しております。次の目1住宅管理費につきましては、町営住宅の管理に要した費用になりますが次の92ページをお願いいたします。節10需用費の5行目になりますが、修繕料につきましては住宅の壁や床、水回りの修繕などで、経年劣化により修繕を行ったものです。節11役務費の5行目で建物災害保険料につきましては、町営住宅の火災保険料の掛金であります。節12委託料の2行目で浄化槽管理委託料につきましては、4団地分の保守点検の費用であります。次の目2住宅建設費につきまして、次の93ページをお願いいたします。節12委託料の設計委託料につきまして、平和団地の改修のための設計を行っております。管理委託料につきましては、丸尾2団地、星原団地、新堀ノ内団地の改修工事におけるものです。節14工事請負費につきましては、丸尾2団地、星原団地、新堀ノ内団地の改修工事。それから、竹野団地で2棟の解体を行ったものです。114ページをお願いいたします。目の2段目で、目1公共土木施設災害復旧につきましては、令和2年7月豪雨での災害復旧に関するものと現年度での災害対応分になりますが、節12委託料で測量設計委託料につきましては、令和3年の梅雨前線豪雨により被災しました道路7か所、河川2ヶ所の測量設計であります。繰越し明許での土砂撤去委託料につきましては、河川の土砂、流木の撤去業務を委託したものです。節14工事請負費につきましては、令和2年7月豪雨災害の復旧工事を前年度から繰越ししておりますが、現場条件の変更などによりまして繰越し予算に不足する分を

現年度予算で追加することで36件のうち29件の工事が完了し、7件が完了出来ずに事故繰越としております。現年度予算につきましてもあわせて翌年度への繰越しとしております。節21補償補填及び賠償金につきましては、復旧工事での仮設道路の設置におきまして、作付してある農地に設置する必要が生じたことから減収分の補償を行ったものです。以上で建設課所管分の説明を終わります。

◎副議長（森岡 勉君） 鬼塚上下水道課長。

●上下水道課長（鬼塚 拓夫君） はい。それでは、上下水道課所管分について説明いたします。まず歳入でございます。15ページをお願いします。目の1番下、目1衛生費国庫補助金節1保健衛生費補助金、浄化槽設置交付金は、浄化槽を設置された個人に対しまして国県町それぞれ3分の1ずつを負担し、浄化槽設置に対する補助金を交付しておりますがその国庫補助分について受入れたものとなります。次に18ページをお願いします。目の中ほど、目3衛生費県補助金節1保健衛生費補助金、備考欄の1番上の浄化槽設置事業費補助金につきましては、先ほど説明しました国庫補助金と同様に個人が設置した浄化槽に対し交付する県補助金分を受入れたものでございます。続きまして歳出でございます。64ページをお願いします。前のページの目3環境保全費の続きで、節の下から3段目節18負担金補助及び交付金は備考欄の二つ目、浄化槽設置整備事業費補助金は、個人で設置された浄化槽10基に対しトイレの改造等の、改造費等の補助金を加えて交付したものです。その二つ下、合併浄化槽維持管理補助金につきましては、下水道処理区域外の合併浄化槽設置の御家庭に対し、下水道使用料相当額と合併浄化槽維持管理費の差額を助成したもので、個人で275件、公民分館で7区に補助金を交付しております。70ページをお願いします。目の2枠目、目10水道費節18負担金補助及び交付金、水道事業特別会計補助金は水道事業の収益的収入の財源としまして、総務省通知の公営企業繰出基準相当額を繰り出したものでございます。その下、令和2年7月豪雨による給湯器等災害補助金は、令和2年7月豪雨により被災した水道施設の影響により故障や不具合を起こした給湯器等の修理や買い替え費用の9割を補助したものです。その下、節23投資及び出資金は、水道事業特別会計の資本的収入の財源として主に起債の償還元金や建設事業費の財源の一部として、また基金積立金分として繰り出しを行ったものです。93ページをお願いします。目の1番上、目1下水道費節18負担金補助及び交付金、下水道事業特別会計補助金は、収益的収入の財源としまして、主に総務省通知による公営企業繰出基準相当額を繰り出したものでございます。次の節23投資及び出資金、下水道事業特別会計出資金は、資本的収入の財源としまして主に起債の償還元金や建設改良費の財源の一部として繰り出しを行ったものでございます。上下水道課所管分につきましては以上となります。

◎副議長（森岡 勉君） 追加説明はありませんか。それでは説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑は各課ごとに行っていきます。それでもまだ質疑が足りない場合であれば、一括で質疑をいただく時間を設けたいと思います。それでは最初は会計課分です。質疑ありませんか。ありませんか。次は総務課分です。質疑ありませんか。質疑ありませんか。1番、小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） はい。あさぎり町の行財政改革プランというのが昨年策定されております。その中をちょっと比較しましてお尋ねをしたいと思いますが、組織機構の見直しというのが、大きな繰り出でうたわれておりますが、昨年度も課設置条例等の改正等もございました。その結果、効果といたしましてですね、勤務環境等の改善が図られたものと思いますが具体的に担当課としてですね、こういったものが、考えられるかということがやっぱ具体的ななかなか表現が難しいと思いますが、御認識をいただきたいと思

ます。あわせてですねその結果として時間外手当。ちょっと決算額が私正確に把握出来ませんでした。各年度の最終の時間外勤務手当。最終補正予算ですね。ですから決算額と異なりますが、決算額に近いものという前提で申し上げますと、平成30年度1,460万ほど、令和元年の2,600万。令和2年度2,100万ちょっとに対しまして令和3年度2,973万8,000円。先ほど申し上げましたように、時間外手当最終補正予算額で比較しますと、かなり増大しております。そこあたりがですね、コロナ禍の問題等々があるとは十分承知をしておりますが、総務課としての御見解をいただきたいと思います。あわせて、テレワーク等の推進ということでまたこれもそれぞれ計画の中でうたわれておりますが、その付近の具体的な実績があるのかどうか。それもちよっとお願いをしたいと思います。

◎副議長（森岡 勉君） 山内総務課長。

●総務課長（山内 悟君） はい。まず課設置に関する勤務環境の改善ということでのお尋ねでございましたが、総務課それから企画政策課、それと財政課のほうに総務課から分かれたということで、特に財政課のほうにおきましてはですね、資産の管理、財政の組立て方、将来的な財政の見通しと、きめ細やかな業務ができるようになったというふうには思っております。それから時間外勤務手当の実績でございますが、ここに私の手元でございますのが総額で令和3年度2,817万2,879円ということと、前年度が、3,162万870円ということで比較しますと340万程度を下がっておるという実績はございます。これにつきましても業務の分担、そういうもので実績としましては時間外手間手当は減額を、になっておるということで実績を握っておるところでございます。それからテレワークの推進でございますが、昨年度からですがコロナの影響でということで、業務用のパソコンを購入いたしましてテレワークの申請があった場合には、テレワークを行うということで細かな実績等はとっておりませんけれども、各課でですね濃厚接触者になられたり、いろんなこう、コロナ感染で自宅待機ちゅうそういうもので業務をテレワークされたという実績もございますし、またコロナ対策、勤務を分散させるということでもですね、テレワークの実績は数件でございますが実績がございます。以上です。

◎副議長（森岡 勉君） 1番、小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） はい、ありがとうございます。組織機構の見直しという観点からですけど今御報告いただきました。今のお答えを聞きますとそれなりの効果があったし時間外手当の削減にもつながっているというふうに御認識をいただいているということでございます。1点、またあわせてお尋ねします。これの決算は令和3年度決算なんですけど、その時点でこの新年度、ちょっと私の認識で間違っれば申し訳ないんですけど、社協への派遣が、取りやめというかも終了しているという認識でいるんですけど、令和3年度末をもってですね。現在も継続されておりますかね。それをお尋ねするのはですね、行革プランの中にそれを継続して社協とのつながりを作っていくというような、そういう前提での計画を作られております。という意味合いで、私の認識が間違ってるかもしれないんですけど、社協への派遣、要するに組織の機構の見直しという観点からですね、社協への職員派遣がどうなっているか。これちょっと新年度入ってしまうんですけど、決算後のその判断でどういうふうにされているかをちょっとお尋ねしたいんですけど。

◎副議長（森岡 勉君） 山内総務課長。

●総務課長（山内 悟君） はい、社協への派遣職員の派遣でございますが、令和3年度はですね、社協から1名の方が生活福祉課のほうに来ていただいて業務をしていただいております。それから町のほうもですね、

1名これ再任用職員の方を1名、社協のほうに派遣いたしまして、社協内の業務等を行っていただいております。令和4年度はですね、現在社協からの、社協への派遣、それから社協からの派遣というものは行っておりません。以上です。

◎副議長（森岡 勉君） ほかに質疑ありませんか。11番、小見田議員。

○議員（11番 小見田 和行君） 一つの事ですけどページは非常に多ございまして、自動ドアにかかる点検委託料のことでですね。何を言いたいかと言いますと包括施設管理業務委託がなされているか否かで、この38ページがこれ支所の自動ドアの点検料です。それから35ページは庁舎。69ページは保健センターとなっておりますけど。同じ自動ドアの点検委託料でございまして、この委託のやり方についてはそれぞれに発注されて委託を受けているのか。同じような委託なのでコストを下げるためにも、包括施設管理業務委託に切替えたらと思うんですけどその辺の考えはいかがでしょうか。

◎副議長（森岡 勉君） 山内総務課長。

●総務課長（山内 悟君） はい現状ではですね今、議員言われましたとおり各施設の自動ドアといいますか、それぞれに点検を委託しておるところでございまして、今後もですねそこら付近を勘案しましてそっこのほうに切替えた方がいいのかどうかというのはまたちょっと内部のほうでもですね検討していきたいというふうに思います。

◎副議長（森岡 勉君） 11番、小見田議員。

○議員（11番 小見田 和行君） これとあわせていろいろなシステム改修のやっぱり委託がございまして、これに関しましてもやっぱり一緒にこういう包括でやれる部分について、あるのかなのか。その辺を検討されたことはございましてですかね。非常にこの委託がばらばらでいっぱい、数多く、それでなされていますけど、包括したほうが安いではなからうかと思うんですけどその辺についてはいかがでしょうか。

◎副議長（森岡 勉君） 山内総務課長。

●総務課長（山内 悟君） はい、業務の中でのですねシステムというものがそれぞれいろんな業務がございまして。それと契約する相手方につきましてもいろんな業者さんがおられますので、そこら付近も勘案してですね、システムが包括的にできるのかというのは、現状ではちょっと難しいというふうには考えております。

◎副議長（森岡 勉君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい、その点につきましてはですね、私も課題の一つであると考えております。今度デジタル庁が出来まして、DX、自治体デジタル化がですね、どのように進むのかを注視しながらですね、その辺の改革を進めていきたいと思っております。

◎副議長（森岡 勉君） ほかに質疑ありませんか。次は企画政策課分です。質疑ありませんか。3番、難波議員。

○議員（3番 難波 文美さん） はい、企画政策課に1点お尋ねいたします。主な施策の成果説明書にございましたように生活応援券の給付事業はですね、非常にありがたく使わせていただいておりますけれども、取扱いの店舗が182店舗ぐらいたったのでしょうか。ホームページで見たことがありますが、大体ですね私たち主婦が使うのがやっぱり生活必需品ということでスーパーでの利用がとても多いわけなんですけれども、飲食店に行ったときにですね、その店主の方がおっしゃるには500円ずつの券になっているのでこれをどうしてもその換金に行くのが非常に煩雑だという声をちょっとお聞きすることがありました。で、今回ま

ではこういう形で500円というつづりでつくっていただいているんですが、今後ですね1,000円とかそういうまとまった金額の商品券というような検討とかはされているでしょうか。

◎副議長（森岡 勉君） 荒川企画政策課長。

●企画政策課長（荒川 誠一君） はい。ただいまの御質問ですけれども企画政策課におきましてもですね、非常にですね500円の金券をですね1枚1枚、また枚数を数えるっていうのをですね、非常に担当者の手を煩わせているということもありまして、その辺りですね1,000円とか一応その辺りも考えてはいるところではありますが、現在としましてはですね、やはりお釣りの関係等もありますので500円というところで進めていきたいと思っております。

◎副議長（森岡 勉君） 3番、難波議員。

○議員（3番 難波 文美さん） はい、以前一般質問しましたときも同じようなお考えだったんですけども、飲食店の方に見てみたらですね、スーパーとかで使う応援券と飲食店用の応援券とですね、別にしてあったらなおいいなということをおっしゃってましたので、一応これからの御参考になればと思ひまして御検討よろしくお願ひします。

◎副議長（森岡 勉君） 荒川企画政策課長。

●企画政策課長（荒川 誠一君） はい、今後ですね、例えば2,000円をですね1,000円の券にするとか、いろいろですね、その辺りは課内で検討させていただきたいと思っております。

◎副議長（森岡 勉君） ほかに。7番、豊永議員。

○議員（7番 豊永 喜一君） はい、32ページのドローンのことについてお尋ねをしたいと思ひます。ドローン2機で活用しているという話でございましたけれども、今後はいろんな場面で活躍といいますか、活用する場面が増えてくるだろうというふうに思っておりますが、まずドローンの免許取得の方が何名おられて、今後あとのくらいですね、免許取得されていくのか。それと現在の2基あるということではございますが、現在ドローンを活用されてどういったことをされているか、具体的にお願ひしたいと思ひます。

◎副議長（森岡 勉君） 荒川企画政策課長。

●企画政策課長（荒川 誠一君） はい。ただいまの御質問ですけれども大変申し訳ありません。現在ですね、取得した総数のですね、資料をちょっと手元に持っておりませんので後日、答弁させていただき、いただければと思っております。現在ですね、昨年度からにつきましては2名、毎年行っているような現状でございます。またですね、活用につきましては災害、その辺りですね人が入れないところにおきまして、ドローンを使ってですね上から状況を把握するとか、あと観光とかですね、その辺りでポッポ一館あたりで現状を見るためにドローンを飛ばしたりとか、そういったところで活用させていただいております。

◎副議長（森岡 勉君） 7番、豊永議員。

○議員（7番 豊永 喜一君） はい。今後の免許取得者のですね予定についてはまた後ほどというふうにお願ひしたいと思ひますけれども、この免許取得については費用も結構1人当たりの費用もかさむだろうというふうに思ひますので、計画的にですね、していただければというふうにも思ひますし、また活用については確かに災害時にはもういの一歩にも使われることが前提というふうにも思ひますけれども、また今はいろんなところで活用が広がってますよね。そういったところで何といいますか活用計画みたいのを作られて、それに基づいて運用していくというような計画を今後作って、有効ですね、活用していただければと思



いますが、いかが、いかがですか。

◎副議長（森岡 勉君） 荒川企画政策課長。

●企画政策課長（荒川 誠一君） はい議員がおっしゃるとおりですね、免許取得につきましてはかなり高額な費用を要しております。基本的な考え方としましては、各課に1名ですね、ドローンの免許取得者をというところで今計画的にですね進めているところでありますが、職員ですね、希望等もありますので、その辺りをですね考慮しながら取得にはつなげていきたいと思っております。また活用計画につきましてもですね、今後、利用する課。また、ほかの事業等での使用、その辺りにつきまして、計画的にですね、やっていきたいと思しますのでその辺りの取りまとめ、その辺りをさしていただきたいと思っております。

◎副議長（森岡 勉君） ほかに質疑ありませんか。2番、岩本議員。

○議員（2番 岩本 恭典君） すいません21ページの指定寄附金の中です、企業版ふるさと納税寄附金の1,180万の件についてですけど、これ内訳は14社ということだったんですけど、この14社の中で、例えばまちひとしごと創生推進事業の中を御覧になってぜひ寄附をさせていただきたいという企業の方と、これ町長の努力もあると思うんですけど町長のほうをお願いして、ぜひこういう事業を行ってきたいんで寄附をお願い出来ないでしょうかってことで、された部分っていうの内訳というのは分かりますか。

◎副議長（森岡 勉君） 荒川企画政策課長。

●企画政策課長（荒川 誠一君） はい申し訳ありません、今ちょっと手元にですね資料を持っておりませんので、後で答弁させていただければと思っております。

◎副議長（森岡 勉君） 2番、岩本議員。

○議員（2番 岩本 恭典君） すいません、じゃ後でお願いします。それとすいません、一緒に質問すればよかったんですけど、またこの1,180万は基金に積み立てるということだったんですけど、これから先具体的なこの使い道っていうのがこういうものを使いますっていうのがあるのかという点と、もう一つ寄付していただいた企業に対してですねフォローですね、例えば経済的な利益っていうのはもう禁止されてるから出来ないんですけど、こういうもので使えますけど今年度はちょっとそれが使えないんで今計画中なんで、例えば、何年後に使えますからってことで、そういったフォローを企業に通知しているのか。というのがですねこれは1年1年なんで、例えば企業さんがもしも本当に推進する事業に対して気に入ってこういう事業であれば、うちのほうから費用、寄附しますよということで、じゃあ、もう連続して次の年もっていうことにもなると思うんでその辺の部分でですね、丁寧な説明をして、こういうものに使う予定ですよということでまだ今はちょっとそれが計画中ですよということで、何年後には使えますっていうようなフォローが、するつもりなのかそこら辺の点をお願いします。

◎副議長（森岡 勉君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい令和3年度分の企業版ふるさと納税で私のほうからいろいろ御提案させていただいて、いただいたのは、私が動いたのは1社だけです。あとは皆さんも見られたと思いますが、パンフレットを配りまして、それを見てあさぎり商社かあるいは健康づくりか。そういうところで御寄附をいただいたものがありますので、それぞれに使っていききたいと考えております。私が御相談したところはもう農業に関することですね、具体的にその企業と、その企業版ふるさと納税をいただいた寄附金を使いながら、い

ろんな事業に取り組ましようということですので今始めてます。そういうことですね具体的に農家さんにプラスになる。またその農作物を購入する企業にもプラスになる。そしてまた後継者育成、人材育成にもつながっていくというような事業に使わせていただくということで、寄附をいただいた企業には御納得いただいて、そして今後もそういうことに取り組んでいく予定です。まだ今準備の段階ですのでまだ基金に積んだままで、まだ利用することはありませんが、これからですね、そういうものを使っている事業を少しずつ始めていきたいと考えています。

◎副議長（森岡 勉君） ほかに質疑ありませんか。1番、小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） はい、令和3年度の主要な事務事業説明というのが令和3年の2月1日に行われております。その中でトータルシステム診断及び事業スクラップ支援事業というのがございまして、トータルシステム診断はまあ置いとしまして、事業スクラップ支援事業、この部分についてですね、この主要事業説明では報告書の作成まで含めたところの業務内容というふうに説明を受けておるところでございます。これはトータルシステムの診断結果報告というのが我々にも説明が、報告があったんですが、これとは別物というふうに私は認識をしてるんですが、この事業スクラップ支援事業の報告というのが何か委託業務の結果なんかなされておるんでしょうか。ちょっと、決算書を見て私の判断がつかなかったもんですから。その付近の御説明をお願いいたします。

◎副議長（森岡 勉君） 沖松企画政策課長補佐。

●企画政策課長補佐（沖松 勝彦君） はい。ただいま、小谷議員から御質問がありました令和3年度に取り組んでおりますトータルシステム診断。この業務の中でですね、取り組んだものがいわゆるトータルシステム診断の業務と、それから二つ目がいわゆる事業スクラップ関係ですね。こちらいわゆる外部評価委員会等を設けまして、その中で各課から上げていただいた事業。今後、事業スクラップ出来そうなものはあるのかどうか、そういったものを委員会で検討していただいております。そして三つ目が、中長期財政シミュレーション策定業務ということでこの三つの業務がこのトータルシステム診断の業務として取り組んでおりますが、外部評価委員会ではですね、今回コロナの関係もありまして一部ウェブ等で対応をさせていただいております。それに関しては1通り意見書といたしますか、その委員会でのまとめているのが出ております。それについては以前、トータルシステム診断の結果報告会というのを2月に8日9日に開催されておりますが、そのときには特段御説明はしておりません。ですので一応最終的には委員会の結果報告というものがまとめられておりますので、その辺については資料等をですね、御提示させていただきたいというふうに思います。以上です。

◎副議長（森岡 勉君） 1番、小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） はい、今ちょっと私が手元に持ってる分をお送りをさせてもらったんですが、これが先ほど言いました昨年の令和3年2月1日のときに全協で説明いただいた分です。私今お尋ねしてるのはこの下のほうに、事業スクラップ支援事業、これも委託業務になってるんですね。で、先ほどありました、今年の2月8日に我々が説明を受けたトータルシステム診断結果報告書。これは上部分だろうと思うんですよ。私の認識は、これがもし違えばまた御説明ください。下の分ですね、この2の事業スクラップ支援事業、これについての業務のですね、要するに報告書なり何なり、何かそういうのがあるのかどうかを先ほどちょっとお尋ねをさしてもらったところです。それはちょっと私の認識がもし間違っていればです

ねそれも含めてちょっと御説明をいただければと思います。

◎副議長（森岡 勉君） 沖松企画政策課長補佐。

●企画政策課長補佐（沖松 勝彦君） はい。ただいま小谷議員から御質問がありました事業スクラップの支援事業についてはですね、いわゆる外部評価委員会の中で検討された内容をですね、まとめてある資料がございますのでそれがいわゆる支援業務の成果報告書という形に資料として出されているところでございます。以上です。

◎副議長（森岡 勉君） 1番、小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） 今おっしゃる分も委託業務で、要するに業務委託されているということですか。ちょっとそこがよく分からないんですが。ちゅうのがですね。いや決算書ではですよ、トータルシステムの業務委託でいうとすいません数字は忘れましたが400何十万。総額を上げてあるんですよ。予算、予算決算が。その時にだから私は別もんと思ってますけど、ひっくるめての業務委託になっておるんでしょうか。ちょっとそこが、何遍も言いますけどちょっと私よく分からないところがあってですね、とにかく下の事業スクラップ。これが私が今知る限りじゃ、昨年度中どこにも見えてこなかった。決算書でも私分からなかったもんですから、そこを確認したいんですよ。で、もう一遍ますけどその外部委員会、そこまで業務委託をされているということですか。

◎副議長（森岡 勉君） 沖松企画政策課長補佐。

●企画政策課長補佐（沖松 勝彦君） はい。今回このトータルシステム診断業務というのは、三つの業務を日本生産性本部に委託をしてですね、お願いをしております。それがいわゆる先ほど申し上げましたトータルシステム診断の報告書というのがまず一つあります。ともう一つがこの外部評価委員会で検討いただいた事業スクラップ事業の検討結果というものが、一つとしてまとめてあります。三つ目が中長期財政シミュレーション。この三つがですねセットとなって、今回トータルシステム診断業務としてですね、480万の委託料でもってお願いをしたという経緯でございます。以上です。

◎副議長（森岡 勉君） ほかに質問ありませんか。ありませんか。質疑の途中ですがここで10分間休憩いたします。

---

休憩 午後2時30分

再開 午後2時40分

---

◎副議長（森岡 勉君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。荒川企画政策課長。

●企画政策課長（荒川 誠一君） はい、先ほどですね豊永議員から御質問がありましたドローンのですね、免許取得者につきましてですが、令和2年度に9名、令和3年度に2名、免許を取得している状況です。以上です。

◎副議長（森岡 勉君） 企画政策課分についての質疑ありませんか。次は、財政課分です。質疑ありませんか。12番、溝口議員。

○議員（12番 溝口 峰男君） 財産に関する調書がありますけれども、山林の面積はもう上限ありません。材積ですね、立木の。これについてはまず令和2年度比較して、どのようにどれぐらいこう材積としては残

っているのか。当然公有財産、公会計の導入をするに当たってはこの辺はしっかり把握しておかにかいかんというふうに思うわけでありますけれども、そこはどのように把握されておられますか。

◎副議長（森岡 勉君） 暫時休憩します。

休憩 午後2時42分

再開 午後2時44分

◎副議長（森岡 勉君） 会議を再開します。田中財政課長。

●財政課長（田中 伸明君） はい、失礼しました。御質問のですね、立木の材積ということですが、公会計を始めた、始めましたときに固定資産台帳の整備も一緒に行っておりまして、そのときに立木等につきましては取得金額での把握といたしますか、固定資産台帳への登録がなされております。その後山を、の木を切ったりとか、1年1年山の木というのは成長しますので、その大きさ材積大きさというのも変化をしてみますけれども、それに伴う固定資産台帳での移動というのは、現在行っておりませんで、これあの固定資産台帳の整備の取り決めで確か令和来年度、来年度ぐらいにですね、この材積立木についてはまた取得価格今の現状に合わせて単価を掛けて見直すということになっている、なっております。以上でございます。

◎副議長（森岡 勉君） 12番、溝口議員。

○議員（12番 溝口 峰男君） はい。当然そこは把握してこないと貸借対照表の中にも影響してきます。できればですね次年度からこの土地の増減だけでなくして、立木の堆積面積、堆積の数値もこの中に入れていただいて、そうすると金額は出てこないと思いますけれども、金額はそれぞれの時々によって変化する分、場合もありますんで、しかしながらこの堆積についてはですね、これは変わらんわけで1年1年これ増えていくわけですから、その辺はこの表に表記していただきたいと思いますが、いかがですか。

◎副議長（森岡 勉君） 田中財政課長。

●財政課長（田中 伸明君） はい、決算時に添付しておりますこの財産に関する調書をですねこれは政令で定める様式に基づいて会計課のほうで調整をされておりますけれども、その中に今御質問、御要望がございましたその数値あたりを盛り込めるかというのはですね、またちょっと検証させていただきたいと思います。可能であるか、ちょっと即答が出来ませんのでその辺はちょっと検証させていただきたいと思います。

◎副議長（森岡 勉君） ほかに質疑ありませんか。11番、小見田議員。

○議員（11番 小見田 和行君） はい、11番です。1点お伺いしたいと思います。ページは32ページで毎年お聞きしておりますけど財務諸表作成支援業務委託料に関わることでございますけど、これにつきましては日々仕分けをしてないということで、本年度の決算には間に合わないわけで今公表されていますのは2年度の決算が公表されております。これもですね3年間分の諸表をプリントしてもらいましたけど、結構なボリュームのあるこの資料をですね、活用しない手はないというのはかねがねから言っているところでございます。ほんで一つ御提案でございますけど、この中にありますような諸表をですねざっと言いますと資産形成度とか世代間公平、公平性とか持続可能性、効率性、自立性というような分析の視点がございまして、これらをもとにこれらの令和2年度までならばそういうことについても分析は可能だと思いますけど、この分析をされたことをですね、1年遅れではございますけど、決算のときに分析、分析は課でできるとい

うお話を聞いておりますので、それについてですね報告をするようなことを出来ないのかなど。ただ公表で見てもこの中には概要版、概要版がこういうのがありますけど、これ分析した答えは出ておりませんので、これを議員が見てもちょっと次、今言ったような分析の視点からはちょっと読み取れない部分がございますので、その辺のところについて3年度分についてはもう来年の9月にしか多分分かりませんが、1年遅れでもいいので、やっぱりそういうことは徐々に報告。そして問題意識を共通することは1年ぐらい遅れても町の財政についての動きというのは、ほぼ変わらないものかなと思っておりますので、それについて財政課長はいかがお考えでしょうか。

◎副議長（森岡 勉君） 中村財政課長補佐。

●財政課長補佐（中村 光成君） はい、御質問の件についてお答えいたします。財務書類の活用の中における、まず公表の部分ですけれども、今議員が言われた公表。まず、町民の方向けへの公表というのを行っておりますが、それにつきましては、簡単な、町民の方向けに分かりやすいように、概要版をつくって、あわせて公表をまずしております。その中には制度の概要であったり、用語の解説であったり、財務書類の解説であったり。また、それと1人当たりの資産に置き換えてみたり、あとは家計に置き換えてみたりというふうなことで、その中に詳しい分析というのは載せておりません。あえてですね。先ほど言われた指標については、多少専門的なこともございますので、そういったことでまず活用の中の町民の方向けの公表ということについてはそのように実施をしているところでございます。その先の少し専門的な分析、各指標出しの分析につきましては、これは総務省の統一の分析の様式がございましてこれをもとに総務省に報告する必要がございまして、当然その様式に基づいて報告をしております、総務省のホームページのほうでも公表されております。で、それをただ今のような形で公表しているだけでございます。その中でいろいろ分析しておりますが、それを議員の皆様にも説明する機会が必要ではないかというのは内部でも検討していたことございますので、ただいまの御要望をですね、整理いたしまして、実施に向けて進めてまいりたいと思っております。

◎副議長（森岡 勉君） 11番、小見田議員。

○議員（11番 小見田 和行君） その課題で分析された結果ですね、もし今この会期中にというのは、とても無理なんでしょう。その報告だけは。もう令和2年度分ですけど。

◎副議長（森岡 勉君） 田中財政課長。

●財政課長（田中 伸明君） はい、本会議中に御報告というのはですね、ちょっと準備の必要がございますので、また改めて議員の皆様には御報告を申し上げたいと思います。

◎副議長（森岡 勉君） ほかに質疑ありませんか。次は、農業委員会分です質疑ありませんか。次は農林振興課分です質疑ありませんか。6番、小出議員。

○議員（6番 小出 高明君） 小出です。21ページですね、備考の素材生産売払い収入1億5,485万円。これ山4.5ヘクタールの収入という説明でしたが、これ、経費と差引き額、どれだけなるのか、お尋ねしたいと思います。

◎副議長（森岡 勉君） 万江農林振興課長。

●農林振興課長（万江 幸一郎君） はい。今の御質問、素材生産売払い収入についてのお尋ねです。この収入につきましては、間伐が95.66ヘクタール分。それから全伐が4.03ヘクタール分ということになり

ます。そのほかですね、支障木の売払い収入とそれとですね、森林整備センターとの分収林契約に基づく収入ということで、収入合計がですね、ここに記載のとおり1億5,485万6,408円ですね。で、それに係る経費、諸経費になりますが、まずは素材生産の委託料、これが2,201万5,277円。それから組合手数料が619万9,433円。市場手数料が1,175万2,571円で、これを合わせますと、それを差引きました差額がですね、6,391万7,408円となっているところです。

◎副議長（森岡 勉君） 6番、小出議員。

○議員（6番 小出 高明君） さっきの説明では、4.5ヘクタールと言われましたので私はそれが1億5,485万円になるのかなということで聞いたわけです。

◎副議長（森岡 勉君） 万江農林振興課長。

●農林振興課長（万江 幸一朗君） はい、この素材生産売払い収入については、申し上げましたとおり、間伐95.66ヘクタールと全伐4.03ヘクタール分、それからその他の収入として支障木分と分収林契約に基づく収入ということで合わせて1億5,485万6,408円となっているところです。

◎副議長（森岡 勉君） ほかに質疑ありませんか。3番、難波議員。

○議員（3番 難波 文美さん） 農林振興課にお尋ねしますのは、19ページの歳入で有害鳥獣の駆除補助金というものが1,000万ほど、毎年来てると思うんですが、この獣害対策についての経費は73ページで説明がございました。あさぎり町の獣害対策ということでは、猟友会などの団体があると思うんですが、5団体とおっしゃいましたので、その団体の概要などをお願いしたいと思います。

◎副議長（森岡 勉君） 万江農林振興課長。

●農林振興課長（万江 幸一朗君） はい、町内には一応5隊の組織があります。5隊の総人数。所属されている人数がですね、52名というところで、箱罾、囲い罾、それから猟銃に伴う猟銃を使っての、狩猟というところで活動をされている状況です。

◎副議長（森岡 勉君） 3番、難波議員。

○議員（3番 難波 文美さん） はい、ありがとうございます。毎年ですねこの決算のときにこの資料をいつも見ているんですけども、やはり町内の高齢化に合わせて猟友会のほうも高齢化をしてきて、大分携わる方がですね、体力的にも大変だということですねお聞きをしているところでございます。熊本県においては、令和2年だったと思うんですが、この獣害による農作物被害は5億4,000万ほどになってたと思います。で、あさぎり町は農業が盛んですので、今後ともですねこの獣害対策には力を入れていかないといけないところなんですけど、この高齢化による、その人数のですね減少とか、その辺はどのように、これから考えていけますか。

◎副議長（森岡 勉君） 万江農林振興課長。

●農林振興課長（万江 幸一朗君） はい。やはり、議員おっしゃいますようにこの隊員の数というのが、徐々に減少しているような状況でありまして、この対策という対策になるのかどうか分かりませんが、一応対策として取り組んでいることというのを御紹介をしたいと思います。今申し上げました各隊に10万ずつの50万円というもののほかに、ここで組織されます有害鳥獣被害防止対策協議会というのがございます。こちらにも、もちろん50万円ほどの補助金を流しているところですが、ここでの取組というのがですね、南陵高校生を対象とした、若手狩猟者育成促進事業というのを実施しておりまして、内容としましてはです

ね、箱罨、くくり罨の捕獲技術研修会。それからジビエ料理教室。それから鳥獣外対策講座。そして最後には狩猟免許を取っていただく箱罨とくくり罨ということになります。それについてもですね令和3年度には3名受験されて、2名が合格されているというような状況ですね。こういった少しでも、こういった取組を行っていくことによって、将来に向けてですね、これが全ての対策と言いませんが、少しでも、そういったものへの貢献できるんじゃないかというふうに考えているところです。

◎副議長（森岡 勉君） 3番、難波議員。はい、非常に頼もしいことだと思ってですね、明るい気持ちになりました。広報紙でも南稜高校生がですね、山林のためにということで、学習で、表紙載っていることもありましたので、ぜひそういう若い子たちですね育成をお願いしたいのと、あと京都の福知山というところでは、自衛隊のOBによるNPOでの猟友会のようなものを立ち上げられているそうです。で、町には、橋本危機管理監のように自衛官を退職された方をですね雇ってありますけれども。このような形ですね、鳥獣被害防止活動にもそういう方たちの何ていうんでしょうか。一員としてそういう活動に従事してもらような、働きかけなどもですね今後考えていっていただければなと思いました。

◎副議長（森岡 勉君） 万江農林振興課長。

●農林振興課長（万江 幸一郎君） はい、先ほど後継者育成対策として南稜高校生のお話をしましたが、一般の方についてはですね、成人の方と申しますかにつきましては、この隊の隊長さんがそれぞれ各隊にはいらっしゃいますが、もちろん希望があって、特に猟銃の免許とかはですね、周りの信頼をあらわす人となりというですかね、そういったものも、評価を評価されたものをですね、添付して、提出するようする必要がございますので、なかなか全ての人誰でもというわけにはいかないのかもしれないですけど。議員おっしゃいましたように、そういった取組も考えて今後はいきたいと思えます。

◎副議長（森岡 勉君） ほかにありませんか。9番、永井議員。

○議員（9番 永井 英治君） 9番です。農業経営診断委託料についてお尋ねをいたします。主要な施策の成果説明書にはですね、分析結果を含めた経営計画を提案することが出来たと。成果としてこういうことがあったということでもありますけども、まずはですね、作目別とどういう、そういう何ですか、経営計画を新しくこう提案することが出来たっていうのが、その1件1件は無理ですから、おおよそでざっくりばらんでいいですから、どういう提案が出来たのかお尋ねをいたします。

◎副議長（森岡 勉君） 万江農林振興課長。

●農林振興課長（万江 幸一郎君） はい、この農業経営診断事業につきましては、本年度で3年目ということですね、2年前から実施をしているところです。で経営診断については、ここに主要な施策の成果説明にも書いてありますが、個人の農家の方についてはですね、診断する相手さん、農家によってそれぞれ違ったものとなるのは、当然だと思うんですが、その中で、まずは全般的に見える今までの診断の中からですね、見えてきたこと事が、作業時間を日誌に付けたりですね。それから、原価を出すために農業簿記にもうちょっと勉強してくださいとかですね、そういったもののアドバイスのほかに、今議員おっしゃられたその作物ごとのですね、大体幾らぐらいかかって、そして幾ら収益が上がるのかという、というような話になると思うんですが、そこも全てですね、まずは、作業時間であるとか、原価計算をするためにはですね、必要なものがありますので、そこもちゃんと整理をされて、ちゃんとその最終的には節税対策と、青色申告ということにつながろうかと思いますが、それとともにその経営のですね、改善基盤の強化を、図るようなアドバイス

をされたということで聞いているところです。

◎副議長（森岡 勉君） 9番、永井議員。

○議員（9番 永井 英治君） はい。せっかくですね多額の予算を組んで1軒1軒の個別の農家にですね、こういう診断をしていくということは、何と申しますか、町全体のためにもなるような成果が出るようなことを期待はしてるんですけども、私、今年も9名ぐらいだったですかねまず当初予算で、じゃなかったですか。何ですか、はい、えーとですね作物、作目別でやっていけるならば、その中の、例えば畜産は畜産の酪農を肥育繁殖、この中で、大体平均ぐらいの規模、平均の規模の農家とかですね。またタバコ農家ならばタバコの中で3軒ぐらいが、例えばですよ、三町の大規模農家、二町ぐらいの平均の農家、それから1町ぐらいのもうちょっと小さい経営規模の農家とかですね、そういったところをうまく抽出して、そして診断されたほうがですね、なかなか何と申しますか受けた農家からちょっと聞いたことあつとですけども、なかなかもう、うちはどうも余りこう乗り気じゃなかったと。しかしもう頼まれたからやりましたと。そういうことではですね、なかなかこの予算高くない予算を使って、経営診断をやっていくのに、なかなかもったいないなと。いう感じるところもありますので、そういったところもですねもう令和3年度終わりましたけども、これからですねそういったところも考えながら、やっていってほしいなと思っております。

◎副議長（森岡 勉君） 万江農林振興課長。

●農林振興課長（万江 幸一郎君） はい。1年目がですね、葉草合同会社除く28名の方。それから昨年度につきましては、17名が新規の方と、それから2名は令和元年度に受けられた伴走型という形ですね、2名実施したところです。議員もおっしゃいましたが、なかなかですね経営診断というのが、皆さん方からすれば、ハードルが高いっていうかですね、慣れていらっしやらない部分もある、あつたんだろうと思えます。やっぱりお願いしないとなかなか受けてもらえないということもあつて、大変苦勞をしたところです。そういった中でですね、今年度の取組としましては、新規の方というのはいたしません。診断はいたしません。伴走型についてはですね、希望があれば実施をするということで考えておまして、ただしかしながら今議員おっしゃられた過去に受けられた、2年間受けられた方々等を中心としてですね、そういったその作物ごとの分析というのは、やれば確かに今後のあさぎり町にとってもですね、農業にとってもですね、非常に重要なことだと考えておりますので、そこもお願いしながらですね、中身についてもちょっと検討して、それから、実施をしていきたいと思えます。はい。

◎副議長（森岡 勉君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい農業の経営診断は、私のほうから農林振興課のほうにお願いしてやってる事業ですが、それぞれですね、いろいろな分析データが出てます。ただちょっと個人情報になることがあつてなかなか開示出来ないんですが、そのデータに基づいてですね、いろんな取組を今検討しております。県のほうにも、先日お願いしましたとおりですね、もう知事の前でもお願いして、もう農林水産部のほうにもお願いしまして、そういうものをですね実際にやっていきたい取組んでいきたいということで、農林振興課、あさぎり商社そういうところで、少しずつ取組んでいきたいと思えますので、過去2年間の分析、それから、それに基づいて今年はまだ別の方向からですね、例えば農業の法人化を目指している人たちに対して、いろんな実際に、法人化でやっておられる県内の農家さん、あたりのいろんな情報を診断士が集めてきて、それをあさぎり町の農家さんを分析したものと比較しながらですね、が、あさぎり農家の課題とそれから強



み。そういうものを分析しながらですね、皆さん方に少しずつ分かっていくように御指導していきたいと思っ  
てます。ですから、経営分析を受けた人受けない人もそういうの関係なく、農家さんたちの世代からです  
ね、3世代ぐらいのグループをつかって、そういう中でですね、いろんな意見交換をしながら、これからの  
農業というのはどういうふうに皆さん持っていきたいのか。あるいは、それに対して情報が足りないならば、  
診断士の分析をもとに集めてきた情報を農家さんたちのほうに、教えながらですね、そういう中で、農業の  
これからの農業をつかっていきたいと考えてます。コロナ禍で今農作物の価格が安くなってます。一方で、  
農業生産資材が高騰してきてます。この非常に経営が困難な時間ですので、なおさらこの取組は私は重要だ  
と思っております。そういうことを考えて取り組んでいきたいと、今いろいろと準備をして、段取り  
をしているところですので、まだまだ成果が見えませんが、これから成果が見えていくようにしていきた  
いと思います。

◎副議長（森岡 勉君） 9番、永井議員。

○議員（9番 永井 英治君） はい、よく意向といたしますか目的よく、分かったつもりです。今あの地域プ  
ロジェクトマネージャーですか。さんもおられますしですね、そしてまた地域にも行政の農業だけ、農政だ  
けじゃなくて、JAもあります。組合、たばこにした組合もあります。球磨酪農、酪農へも、そういう専門  
もたくさんありますので、そういったところでもですね、ぜひ御協力をいただきまして、そしてそこはその  
専門農協では、必ずデータを持っておられます。特に私は思うのが地域プロジェクトマネージャーの方、J  
Tの方だったですね。ああいったところはもう生産、生産比調査っていいまして、価格に、今年の生産者価  
格は幾らにするんだ。その原点となるようなデータはもう、何十年というデータを持っておられます。そう  
いったこともですねこう、公表出来ないマル秘のところもありますけども、そういったところとも御協力い  
ただきましてこれからのですね、農業にあさぎり町の農業に頑張っていってほしいと思っております。以上  
です。

◎副議長（森岡 勉君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい、そういうところでですね、今永井議員が言われるようなそういうところに入  
っていかないと、それからJAさん、畜産農協いろんな、農業団体ともですね、情報交換しながら、一緒に  
やっていかないと、町単独でやっても成果は出ませんのでですね。そこはしっかりとやっていきたいと思  
います。

◎副議長（森岡 勉君） ほかに質問ありませんか。12番、溝口議員。

○議員（12番 溝口 峰男君） これは建設課にも関係する案件ですけれども、清願寺ダムの関連でもあり  
ますが、農振課の町有林の伐採収入が、これは県から補償として入ってますね。そこがダムの堆砂、土砂の  
搬出場所が、そこが1か所。すつと1か所は皆越集落の上に1か所。今そこに毎日毎日10台近くのダンプ  
で搬出されてる。でこれを行うに当たって昨年、県が説明会をしたと思いますね。建設課と農振課も出席さ  
れたというふうに聞いております。あそこには皆越は中山間の集落の指定があつて、そういう人たち全員に  
出席の参加のお願いというのはあつてないんですよ。皆越の人たちには区長さんから言ってる。ところが中  
山間の人たちは、皆越で田んぼはつくってるけれども皆越住んでない人たちもおられる。そういう人たち  
には案内行ってないですね、説明が。まずお伺いしたいのは、その説明の中で、どのような説明。特に聞きた  
いのは、窒素、ヒ素、その問題を県がどのように説明したのかということをもまずは確認したいんですが。

◎副議長（森岡 勉君） 万江農林振興課長。

●農林振興課長（万江 幸一朗君） はい。清願寺ダムの土砂除去を浚渫に係る搬出先としまして、町有林、昨年度は町有林の伐採をしまして、そこに1か所、搬出場所としてですね、今も搬出をされている状況です。それから、議員おっしゃいました皆越地区にもですね、こちらは民有林になりますが、そちらにも、県のほうでこの浚渫をした土砂をですね、搬出されているというような状況で。地元の皆様方、区民の皆様方へということで、県がですね、説明会を昨年11月4日に開催をしております。で、そのときに役場からですね、農林振興課から3名。それから建設課から1名ということで参加をしております。その時に県が説明をされた内容と申しますのが、まずは、地元への協力の依頼と。それから、この事業の作業の行程、日程。それから、その搬出をされた後の盛土部分における、竣工後のイメージ。写真等でですね、説明をされたと聞いておりますが、ヒ素に関する話は恐らくはなかったのではないかといいふうに聞いているところです。それでそのときに地元の方々からですね、要望としましては、鬼子母神さんいらっしゃいますので、参りにこられる方が多いのでしっかりとそういった対策、危険ならないように対策をとってやってほしいということ。それからもう1点はですね、県から回答されておりますが、この工事を行うことによって、例えば道路表面の補修が必要になる場合がございますので、そういったものについては、この事業の中で県により対応を行うということ、聞いているところです。ヒ素についてはちょっと私もですね、詳しい経緯は、以前の経緯から伺ってませんので、私のほうからは以上です。

◎副議長（森岡 勉君） 12番、溝口議員。

○議員（12番 溝口 峰男君） 実は、その田んぼをつくっておられる方がですね、皆越の自分の土地に清願寺ダムの土砂を埋め立てるために欲しいということで、お願いされたら、ヒ素が入ってるんで、これは指定されたところでないで捨てられ、捨てることは出来ませんと。ということが分かったわけですね。それで地域の皆さん方が、ヒ素が入ってる土砂というのを知られたわけです。それで今どうなってるかっていうと、今の現状はですよ、今、農振課長が一番もう御存じのとおりだと思んですが、今捨て場、土砂捨て場の下には用水路が入ってます、すぐ下に。そしてその下に2本目の用水路があります。その雨水がですね、用水路に全て今入ってきよるわけですね。そして、U字溝も土砂で埋まってしまってます。そういう状況でもう皆越の米を、耕作者は、怒り心頭ですよ。ヒ素が入ってる水で今年は米を作った、作らなければならなかったと。何でそういう説明がなかったのかな。私に抗議の電話ですけれども、これについて、どのように町長は対応されるんですか。

◎副議長（森岡 勉君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい、それにつきましては1番最初、皆越方の地区の方々には説明にこられた多分球磨地域振興局の農林部、課あるいは土木だと思んですが、担当課のほうに今の溝口議員の質問をお尋ねしてみたいと思います。ヒ素の問題の説明があったかどうか。そのヒ素が田んぼのほうに流れ込んでいる、そういう可能性があるのかどうか。そういうところはしっかりと確認したいと思います。

◎副議長（森岡 勉君） 12番、溝口議員。

○議員（12番 溝口 峰男君） そういった地域の方々からですね、議会に現地調査をしてくれという申入れがあつておりました。本来ならば明日する予定で議運に申込みをしておりましたが、執行部からは第2庁舎、この件を急いで審議してほしいと。というような申入れがあつて、それを現地調査を先延ばしにしなければ

ばならない状況にありましたが、地域の人たちは第2庁舎よりは目先のですよ。ヒ素の水の問題が1番なんですよ。この辺をですね、うちよいとったら大変なことになるんじゃないのかなと私は心配しております。町長も現場は御存じのあるはずですけども、今の現況がどうなってるのかちょっと農振課長説明いただけますか。今の捨場の雨水が、どのような形でその用水路に入ってるのか。私は写真を本当は今日は見せようと思って、議会事務局に送ったんですが入ってませんでした。はい。その辺、現況だけ把握されてる分だけ説明してください。

◎副議長（森岡 勉君） 万江農林振興課長。

●農林振興課長（万江 幸一朗君） はい。私もですねその現場には、まだ上のほう浚渫をされた後の、その整備がなされた部分というのはまだ見てないところでありまして、通常ですね、昨年度、議員の皆様方と、違う、過去に土捨場として搬出をして、その整備したか所が、あったと思います。あそこ例で申しますとですね。盛土をして、それから何ですかねシート的なもので、ぴしっと覆ってですね、その下には雨水等を流す水路を張り巡らす、してありました。で、担当のほうに聞いた話では、今回もそういった形になるということで、今現在どの部分がそういった状況になっているのかどうかはちょっと把握は出来てませんが、いずれにしてもそこから、そこに雨が降って、そこから流れた水というのが、全てその水路、整備後の話なんですけど、けど、水路を通してどっか別のところに行くのであればですね、どうにかなるのかなという感じではおりますが、もしも、その整理がなされていない状況で、今の現状としてはですね、山下溝の上と下っていうのがあってですね、そこを用水路、用水として水稻の作付をされている方が6名、皆越地区にいらっしゃいますが、ちょっと危惧するところではありますので、町長もおっしゃられましたが、すぐに振興局にですねお尋ねをして、そうですね、現場もちろん、皆様方とちょっと行く必要があるのかなというふうに考えているところです。

◎副議長（森岡 勉君） 12番、3回かな。

○議員（12番 溝口 峰男君） はい。回数がありますからね。うん。はい。もう埋まってしまって当然土砂の搬出、U字溝から搬出するのも、もう大変な状況をです。今言われる6名の方々は、それはもう若い人ばかりじゃないわけで、半分はもう定年をされた方ですからね。もう大変だと。そのことで。そしてましてやそれでその水が全部用水路に入って、それで田んぼに来てるっていうのがもう現状ですから、ヒ素が、いや、ヒ素が入ってるということを知らなかったと、最初はですよ。そんなに声は大きくなかったんですけども、それを知られたことによって、何をしてるんだと。それは県は県かも分かりませんが、町はですよ町も、関わりのあることですよ。そこに用水路に水が入ってくるわけですから、ほかの人たちからすれば大変なことなんですよ。県がするから町は知らんと。それではすまんはずと私は思いますが、その辺りはしっかり対応していただけますか。

◎副議長（森岡 勉君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） ヒ素の問題は1番最初、何か錦のほうに持って行かれた。そこでヒ素が出てきたということでそれからずっと追跡で、まだヒ素が流れてるのか調査されているということを知っております。ですから今回もヒ素の対策はしっかりと考えてやっておられると思いますが、そこは私も確認しておりますので振興局のほうに問合せましてですね、ヒ素が、対策をどのようにしてるのか、しっかりお伺いしたいと思います。それとさっき溝口議員が言われた、ちょっとこれ確認ですけど、自分ところの田んぼに土

砂を置いてもいいと言われたんですか、そしたら県の職員さんがこれがヒ素が入ってる土砂だから、どこにでも置けるもんじゃないという説明をされたということですか。はい、分かりました。その辺も含めて確認したいと思います。

◎副議長（森岡 勉君） ほかにございませんか。1番、小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） 先ほど小出議員の質問もございましたが素材生産と経費の問題、全伐のですね、部分だけに関しての売上げと経費の計算というのは、分かっておりますでしょうか。それ、分かっていたらそれちょっとお願いをしたいと思います。もう1点でございますが、森林環境譲与税の件でございますけども、その人で森林所有者の意向調査をするというふうになって、そういう計画を森林環境譲与税を使ってということで、現在の何ていうんですかね、意向調査の進み具合と。そういうのが、何か結果がある程度出てきているのかどうかですねその付近をちょっとお願いしたいと思います。あわせてですね。これはもう私が言うまでもないけど森林環境譲与税、また具体的な課税というのはなされてない、制度的にですね。先行して譲与税、もう、基金にその対策が必要だからということでそういった制度に今なってるというふうに私理解してるんですが、そういう状況の中で、基金の基金でですね、残して積立っていくという考え方は、制度的にですね、結果的に使わなかったら残ってるってことでしょうけど、じゃなくて森林整備、森林の保全、実は私気持ちを持ってるのは、令和3年度の町長の施政方針です。ちょっと読ませていただきます。森林の持つ保水能力を高め土砂災害を防ぐために、森林の整備保全が必要です。森林の整備を効率的に進めるために森林環境譲与税を活用し、森林の整備保全とあわせて、森林、林業、木材産業の経済的再生を一体として考え、森林の整備を行っていきます。とはっきりとうたわれております。私が言いたいのは、森林環境譲与税でですね、森林整備にもっともっとというか本来の目的である森林整備に活用すべきではないかと。基金として若干のなんちゅうか不用額というか、それはあり得ると思いますけど、今本町の場合は、多くの森林環境譲与税として譲与を受けた交付を受けたですね、財源がかなり基金として残っている形になって。それは余りですね、この制度の趣旨からいったら、好ましい姿ではないというふうに思っております。その付辺の考え方につきましてですね。ちょっとあの御見解をいただきたいと思います。

◎副議長（森岡 勉君） 万江農林振興課長。

●農林振興課長（万江 幸一朗君） はい。まずは1点目は、素材生産収入のうちの全伐の収入ということでよろしかったですね。4.03ヘクタール全伐をやっております、その販売収入といたしましてはですね、2,847万3,480円となっているところです。それから2点目ですがこの森林環境譲与税が交付される時からですね、日頃から、意向調査というのを実施しております。これは何かと申しますと、個人の山林所有者の方にですね、持っておられる山林についての維持管理が行き届かないと、そういった形になっているという状況を踏まえて、そういった方に意向をお伺いしてですね、例えば意欲ある企業体等に任せても、任せてはいかがでしょうかということ。それでなければ市町村にそういったことを任せてみませんかということですね、意向調査を実施をずっとしてきているところです。で、本年度につきましてはもう最終段階に入っております、ちょっと最近の状況確認はしておりませんが、4月の時点での確認でしたので、上地区が最後ということでそちらの途中であると。あさぎり町内全域のですね。いう状況です。そして本年度につきましてはようやくですね、そういったその意向調査を踏まえた固まりですね。が、ある面積以上ないとそれが実施出来ませんので、それが面積がですねちょっと1ヘクタールだったか2ヘクタールだったかちょ

っと覚えておりませんが、ある程度の固まりでないといったその意向調査を受けて、うちのほうで管理が出来ないということですね、ただ1か所、今年度に須恵地区のほうでそういったか所ができるか所がありますので、そこを本年度実施をしたいというふうに考えております。先ほど言われた森林環境譲与税の用途についてですね、元々はそういったその意向調査を踏まえて、森林の維持管理ですね。そういったものを、に使いなさいということも一つの用途としてですね、言われておりましたので、今までその基金として積立っていたものというものは、その調査に係る職員の人件費ですね、会計年度任用職員になりますが、その方と諸々の諸経費。それからそのほかの木製品の製作ですね。そういったものを、の残りを積立金として積立っていたわけで、今後、そういったその意向調査の結果を受けてですね、管理をしていくものにも充当していきたいということで考えているところです。

◎副議長（森岡 勉君） 1番、小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） はい、ありがとうございます。最後の部分ですね。今おっしゃった民間の民間所有のですね森林の荒廃を防いで整備をしていくというのが給付の目的だと思いますが、ひとまず、いろんな公園整備もですけど、そういった計画にのらない部分でも民間の森林も含めて、公有林も含めてですね、森林整備、あるいは林道等の整備、要するに防災含めてですね。そういった部分にも、もと言うかそれを使ってトータル的に森林の保全、環境整備、あれは、育成、そういったものを目指していく、そういうものがこの森林環境譲与税あるいは今後の環境税であると思っておりますので、であれば今の時点でですよ、もう積極的に事業をやってるんですがそれに環境税、譲与税をですよ充当して、使ってという表現がいいのかどうか分かりませんが、積極的な活用をしていくのが、さっき当初申し上げた本来の姿ではないかなと私は思ってるんですよ。そういう意味で先ほど申し上げたんですけど、最後はいろんな事情の執行の中でされていくと思っておりますので、そういう見解を持っているという前提ですね今後、いろいろ善処いただければありがたいなと思っております。

○委員（森岡 勉君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい本当に言われるように森林の整備が、環境、森林環境譲与税ですので、そちらのほうに使っていかなければなりません。ただ、これまでの長い昭和から平成の時代の中に、林業界はもうかなりな構造が変化しました。もうあさぎり町の中で林業を生業とする人たちは、森林組合の作業班の人たちがいらっしゃいますが、自分ところの自分の所有する山林を経営しながら林業を生業とする方々はもうほとんどいなくなりました。そういう中でですね、あさぎり町の方が所有してる山林も他県の企業が広い面積で所有するとかですね。そういう形態にも変わってきましたし、森林組合も中球磨森林組合から球磨中央森林組合と広がってきました。そしてやはりどちらかという、町有林とかそういうものを管理する事業量が今増えてます。民間の事業量が減ってます。そういうところもですね、いろいろとやはり森林組合とも協議しながら、少し民有林のそういう今森林保全が、森林整備が出来ていないところの作業もお願いしていくというような話合いも森林組合と協議しながらまた所有者の方の了解もとりながら、そういうことをやっていくことを段階的に進めていかなければならない。というところで、今いろんな課題が出てきてますので、そういう課題を整理しながらですね、ちょっと時間をかけることになっていきますが進んでいきたいと思っております。

○委員（森岡 勉君） ほかに質疑ありませんか。11番、小見田議員。

○議員（11番 小見田 和行君） 1点お伺いします。ページは77ページにありまして、農地費の中の工

事請負費ですかね、説明では軽微な補修をしてということでしたが、この上にあります多面的機能支払い制度においても、軽微な補修等はやるようになっておりますけど、多面的機能支払いのほうでやらずにこちらの農地費でその軽微な改修をされたことを一つ伺いたいということが1点ございます。それから工事請負費の中で1,800万が繰越し明許になっておりますけど、この3年度末でこのような状況で今年度のですねその農地が災害復旧が出来なければなかなか農業は出来ませんので、4年度においてどの程度その修復が、復旧が出来たのか。まだ未改修の部分があるのか。確認ができればお願いしたいと思います。

○委員（森岡 勉君） 万江農林振興課長。

●農林振興課長（万江 幸一朗君） はい。農地費における軽微な修繕とゆう事ですが、多面的でもいろんな修繕はできると、補修はできるということになっています。多面的で実施出来ますのは、協定農用地区域でありまして、それ以外ですね、全て網羅出来てるわけではございませんので、それ以外でもそれ以外の部分ですね、について主に修繕を行い、ただ、その協定農用地であったとしてもですね、例えば緊急性であったり、いろんなことを勘案したときに多面的でやった場合と、それから町のほうで実施した場合と、緊急性いろいろございますのでそういったところをですね、現場で判断をいたしまして、協議をして実施をしてきたところですよ。それからもう1点がですね、現在の状況ということですが、今年度事故繰越分であろうと思いますが、その場所と申しますのがですね、農業用施設に関する部分でありまして、水自体は、以前と同様な形ですね土砂の浚渫であったり、仮復旧はしているところになります。ただ施設の部分について、災害査定を受けておましてですね、そこはほぼほぼ、山際の部分でありまして、なかなかその復旧するにも困難を極めるといふか、そういった部分が、何か所か残っているというような状況ですので、営農自体には支障はないというふうに考えております。

○委員（森岡 勉君） ほかにございませんか。ここで10分間休憩します。

休憩 午後3時41分

再開 午後3時57分

○委員（森岡 勉君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。万江農林振興課長。

●農林振興課長（万江 幸一朗君） はい。先ほど小見田議員の御質問に対しまして、違った説明をしておりましたので申し上げたいと思います。農地費における工事請負費の繰越しの分という御質問ですかね。先ほど私、災害復旧についての御説明申し上げたものですから、この繰越し分につきましてはですね、1,800万円を繰越しをしているわけですが、場所としましては、吉井地区の排水路改修工事。それからもう一つが須恵地区の上代ポンプ、揚水ポンプの新設改良、新設工事の2本となります。どちらもですね5月中には竣工しておまして、営農には一切支障ないということ伺っているところです。以上になります。

○委員（森岡 勉君） ほかにございませんか。次は商工観光課分です。質問ありませんか。3番、難波議員。

○議員（3番 難波 文美さん） はい、商工観光課にお尋ねします。83ページです。おまけつきの商品券発行事業補助金ということで計上してございますが、大体1割のですね、おまけがついてるということで、私たちにありがた商品券という名称で販売をしていただいているんですけども、売行きがですねその割引の度合いで全く違うと思うんですが、今回令和4年度の分がですね、何か余り売れてなかったというか、そ

ういうふうに聞いたんですけども状況はどのようになっているのでしょうか。

○委員（森岡 勉君） 高田商工観光課長補佐。

●商工観光課長補佐（高田 将一君） はい、今年度のありがた商品券のということでよろしいですか。はい本年度のありがた商品券につきましては、9月12日昨日現在の残高3,273万円となっております。

○委員（森岡 勉君） 3番、難波議員。

○議員（3番 難波 文美さん） はい、販売があった後でもですねまだありますのでという、無線で案内を聞いた覚えがある、あります。実は知人の方でもですね一旦購入はしたんですけども、余っているんだったら一度購入した人でももう一度買えるような仕組みにはなっていないんですかということでしたが。

○委員（森岡 勉君） 高田商工観光課長補佐。

●商工観光課長補佐（高田 将一君） すいません。はい、お尋ねの件ですが販売の残高があるということですが、今年度のありがた商品券につきましては、昨年商工会のほうから要望が出ておりました通常1億円の販売額を1億5,000万ということで5,000万円分増額をしているところです。で、その増額のうちの3,273万円が余っているという状況となっております。で、令和3年それと令和2年につきましてが約1週間ほどで売り切れた状況となっております、その前の令和元年度につきましてはやはり売り切れるまでに1か月ぐらい期間的には要しているところです。今回8月から販売を行っておりますが、8月がコロナの感染がかなり町内で多かったということで本人さんが買いに行けないというケースがかなりあったということ、感染者が多かったということによる買い控えがあったのではということで商工会のほうでは分析をしているところでございます。今年度につきましては残高は3,273万円ありますが、今物価がかなり上がってきているということと、それと年末を控えておりますので商工会としては、売り切れてしまうというのではというところで見込んでおりますので、現在のところ、改めて再度買うということは考えていないというところではございますが、今後ですね事業が終わりまして販売の額ですね。とか、そういった販売の時期、そういうところも含めて検討させていただきますのでその時の商工会と再度検討させていただければと思います。

○委員（森岡 勉君） ほかに質疑ありませんか。7番豊永議員。

○議員（7番 豊永 喜一君） はい、1点お尋ねいたします。主要な施策の成果説明書の26ページ。学生応援プロジェクト委託業務についてお尋ねいたします。コロナ禍におけます、町出身者で管外在住の大学生等に110名に町内産品を送り生活支援を行ったということで、趣旨には賛同するんですけども、この事業効果についてはどういうふうに考えておられますか。

○委員（森岡 勉君） 高田商工観光課長補佐。

●商工観光課長補佐（高田 将一君） はい。それではお答えいたします。学生応援プロジェクトについて令和3年度事業実績としましては110件の方に特産品のほうを送っているところでございます。事業としましては一昨年からですので3年目となっております。昨年度アンケートを実施しまして大学生の皆さん学生さんから回答いただいております。58件回答をいただいたところでございます。中身、アンケートの内容としまして、企画としましては58名の皆さん全員の方が満足をされているという状況でございます。それから、商品や種類については56名、約96%の方からよかったという回答をいただいております。それと数量、内容量ですね、そちらにつきましては88%51名の方から、よかったというふうに回答をされてお

ります。今年度も、昨年度のアンケートをもとにすね町の特産品、こちらのほうを精査しまして、学生の皆さんの御期待に沿える事業として今後も取組めたというふうに考えているところでございます。

○委員（森岡 勉君） 7番、豊永議員。

○議員（7番 豊永 喜一君） はいアンケート取られて約半数以上の回答があって、ほぼ満足しているというような回答でございましたけれども、なんて言いますか地元産品のPRにはなるんだろうというふうに思いますけれども、私が思いますに、できればですね、こういって、こういった事業をやることによって、将来的にはあさぎり町に帰って仕事をしたいという一助になるのに、ちょこっとは繋がるのかなあというふうに私は思うんですが、そういったことが、この事業に対してすね効果的になってくるのではなかろうかと思っておりますので、そこら付近をもう一段何かもう少し工夫してといたしますか、知恵を出してやってもらえればなというふうに思いますが、町長その辺りのせっかく他所に出てこちらに帰ってきて仕事をしたいという意欲を掻き立てるようなですね、そういった事業展開を何か思っておられますか。

○委員（森岡 勉君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はいプロジェクト事業に関して言えば、やはりあさぎり町の食品を送ることでふるさとを思い出してふるさとを懐かしんでもらって、ふるさとはいいなって思ってもらえるような産品ということになると思いますが、昨年と同じようなほぼ同じようなものを送ることになるかもしれませんが、お米あたりもおいしいですのでそういうものとかですね組合せを変えとか、そういうこともやっていければと思います。そのほかにすね、あさぎり町に帰ってきたいと思うようになるようにいろんな情報発信をしていく。そういう取組の中で、農業の若い人が取組やすい農業の取組をしていくとかです。新しい企業をやっていると、今日も昼間テレビでやりましたけど、移住、移り住む。そういうことにもつながるような、やはり地域おこしをしていくことが必要だと思います。

○委員（森岡 勉君） 7番、豊永議員。

○議員（7番 豊永 喜一君） はい、ぜひすね地元産品をPRしていただいて、できるならば関係人口あたりも増やしてもらってですね、そういったことでその交流を深めていくというような趣旨の何か案内文みたいな感じでもですね、ぜひ知恵を出してやっていける、やっていただければと思います。

○委員（森岡 勉君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい、町が今取り組んでることとかです。そういうことで、まだ、これからのものはまだ言えませんがある程度こう成果も見えてきているようなものについては、こういう取組もやっていますということも紹介していきたいと思っております。

○委員（森岡 勉君） 高田商工観光課長補佐。

●商工観光課長補佐（高田 将一君） はい、ありがとうございます。今後内容物の検討に、する際にすね、どういったものをほかに入れられるかということも検討しまして対応していきたいと思っております。ありがとうございます。

○委員（森岡 勉君） ほかにありませんか。10番、皆越議員。

○議員（10番 皆越 てる子さん） はい、10番皆越です。75ページの中にすね、冷蔵庫のリースの件をお話しされました。それはふれあい市場というようにございまして。そのふれあい市場のすね、組織とか運営状況がすね、少しお分かりであれば御説明をお願いしたいんですけど。



○委員（森岡 勉君） これ農林のところだったんでしょう。最後にめぐっていいですか。いいですね。はい。一応今商工観光課の分でございますので、ほかにございませんか。

○委員（森岡 勉君） 次は建設課分です。質問ありませんか。ありませんか。7番、豊永議員。

○議員（7番 豊永 喜一君） はい1点お尋ねしたいと思います。道路維持、道路改良の件につながるだろうというふうに思いますけれども、令和2年の7月豪雨の災害を受けて球磨川支線の土砂浚渫等が工事が行われておりますけれども、その際ですね土砂搬出の際にダンプ等で町道を走ることが多々あるかというふうに思いますが、その際非常に道路が傷んでいるところがありますけれども、例えば県が事業主体の工事のときにはこういった町道関係が傷んだ時にですね、その際そのあとの補修についてはどういう契約といたしますか、どういうあれで工事があとなされていくのか、そのところを説明をお願いしたいと思います。

○委員（森岡 勉君） 酒井建設課長。

●建設課長（酒井 裕次君） はい、県が行っております河川の堆積土砂の搬出の際ダンプが通って町道が傷むということですが、その場合は県のほうにお願いして補修を行っているというところでございます。

○委員（森岡 勉君） 7番、豊永議員。

○議員（7番 豊永 喜一君） その期間ですけれども、例えば工事終了してからどのくらいの期間でやる、やるというような、あれは、約束事といたしますかそういったことはあるんでしょうか。

○委員（森岡 勉君） 酒井建設課長。

●建設課長（酒井 裕次君） 私の認識としましてはその工事期間中で多分対応していただいていると思いますので、土砂浚渫の工事、その期間の終わり際に多分されているというふうに認識しております。

○委員（森岡 勉君） 7番、豊永議員。

○議員（7番 豊永 喜一君） なかなかですね今は、工事の看板を見ますと期間あたりが長くなったりするところが非常に多いと思われましてけれども、なかなかですね、その期間というのが2か月3か月に及ぶこともありますし、その期間ですね、傷んで穴があいてるところも見受けられますし、非常に通行に支障を来すといえますか、もし何かあったときには町の責任になるのではなからうかというようなふうなあれも懸念されますので、定期的に建設課のほうでも町道あたりは見回りはされているんでしょうが、そこら付近のですね調査といえますか、関係は何て言うんすか確認あたりはされてるんでしょうか。

○委員（森岡 勉君） 酒井建設課長。

●建設課長（酒井 裕次君） はい、特段うちのほうで調査は行ってはいませんが農家さんあたりからですね苦情と要望があれば、最後の修繕じゃなくてその都度ですね、通行に支障がないように対応をお願いしてる所です。

○委員（森岡 勉君） ほかに質疑ありませんか。ありませんね。

○委員（森岡 勉君） 最後は上下水道課です。質疑ありませんか。5番、橋本議員。

○議員（5番 橋本 誠君） 上下水道課にお尋ねします。一つのことについてお尋ねします。えーとですね。ページ70ページの款4衛生費目10水道費の節18負担金補助及び交付金で、令和2年7月豪雨災害による給湯器等災害補助金797万4,000円がありますが、これはですね私たちも説明があつて補償で岡原地区の給湯器とか、そういう修理のほうの補償の関係で、ということで聞いてますが、その後ですね一応期限を切つてされたと思いますが、この後にそういう終わった後になかったのか。それと今後これに対しての

対応はどうしていくのかをちょっとお聞きいたします。

○委員（森岡 勉君） 鬼塚上下水道課長。

●上下水道課長（鬼塚 拓夫君） はい、すいません。岡原地区の令和2年7月豪雨による給湯器の災害補助金の件ですが、一応今年の3月ですね一応期限を切りましてもうこの事業自体は終了という形になっているんですが、うちのほう、うちのというか町のほうもですね、今年令和3年に入りましてから申請を受け付け開始しまして、昨年の12月までに33件、一応申請を受け付けております。1月にですね最後の方のお支払いをしまして、その後申請漏れがないかどうかということで、もう一度2月にですね、その対象地区の方に回覧をいたしまして申請漏れがあった場合には期限がありますので申請のほうよろしくお願ひしますということで、対応はしておるところでございます。

○委員（森岡 勉君） 5番、橋本議員。

○議員（5番 橋本 誠君） それではもうこれはないということで今後ですね、緊急水源地の軟水装置のが壊れて、令和7年、2年の7月豪雨のときに壊れてこういうことが起こったんですよね。今度は修繕が終わって直っとととですけど、今後ですねやっばしまいたいつどこで何が起こるやら分かりませんので、そういう対応のことはどう考えられておりますか。

○委員（森岡 勉君） 鬼塚上下水道課長。

●上下水道課長（鬼塚 拓夫君） はい、今回岡原地区の軟水化装置の件でだと思うんですがその7月豪雨以降の修理をですね行いまして、その後ですねその専門業者の方で毎月の点検といいますか、硬度の調査とかあと2週間に1回ですね、塩入れ作業をしているんですが、そこの業者さんにもですね硬度調査をしていただいて、また職員においても月1回ですね硬度調査を行いまして、現在のところ大体20ミリグラム以内と。前後ぐらいで数値は推移してるところで給湯器が前回ですかね、ちょっとお聞きしたときに90を超えると給湯器とかに支障が出るというふうに聞いておりましたので、20ミリ前後ということで今のところは影響は少ないのではないかとというふうに考えております。今後もですね、業者さんに点検、職員による独自の点検といいますか、詳細については続けていきたいというふうに考えております。

○委員（森岡 勉君） 5番、橋本議員。

○議員（5番 橋本 誠君） やっばし硬度が悪いんですから将来的にはですねやっばり全体的なことを考えていただいて、やっばし水源を変えるとかですね、上、上地区もそうですが、上から来る水っちゅうのは中身だったりとか、いろんな災害で問題が起こりますんで、そういうことをやっばし考えていただきたいと思ひますけど。

○委員（森岡 勉君） 鬼塚上下水道課長。

●上下水道課長（鬼塚 拓夫君） はい、ありがとうございます。今後もですね、安全な上水の提供に努めていきたいというふうに考えております。ありがとうございました。

○委員（森岡 勉君） ほかに質疑ありませんか。各課について質疑いただきましたけれども、全課にわたっての質疑があればここで受けたいと思ひますので、質疑ありませんか。10番、皆越議員。

○議員（10番 皆越 てる子さん） はい、すいません申し訳ありませんでした。冷蔵庫のリースの件ですね私商工観光課って、もう自分で思ったもんですから申し訳ありませんでした。リースを説明されました。ふれあい市場というようなことでしたが、その組織とか運営状況がですね、お分かりであったら御

説明お願いしたいんですけど。

○委員（森岡 勉君） 万江農林振興課長。

●農林振興課長（万江 幸一朗君） これにつきましては深田のですね、ふれあい市場におきます冷蔵ショーケースということで、リース料、年間のリース料というふうになっておりますが、ちょっと最近ですね、あそここの場所に行くことがないものですから、状況というのがあまり把握出来ていないところです。ですので、たまには出向いてですね、出向いて、状況とどういった状況になってるかっていうのも含めてですね、把握はしてみたいと思いますが、基本的には地域の方々、もともとは深田のふれあい会ですかね、会員数的にはちょっともう大分減ってるのかなっていうふうには感じておりますが、今もやられているという事は認識をしているところです。ただ、今申し上げましたとおり、ちょっと出向きまして状況において状況をですね、確認してみたいと思います。すいません。

○委員（森岡 勉君） 10番、皆越議員。

○議員（10番 皆越 てる子さん） はい、分かりました。あそこにですね、上地区の方も、生産物ですね出荷されておられる方がおられますので、あさぎり町内ならどなたでも出荷できるのかなあそういう辺ところですね、お尋ねできればなと思って伺いました。ありがとうございます。

○委員（森岡 勉君） 万江農林振興課長。

●農林振興課長（万江 幸一朗君） はい、恐らく深田を中心として組織された団体で運営をされとったというふうには思っておりますが、今、皆越議員からお聞きした話によるとほかの地区からもという事ですので、そこも含めましてですね、今、状況の詳細を確認してまいりたいと思います。

○委員（森岡 勉君） 全体について、質疑ありませんか。ないですね。

（「なし」の声あり）

## 日程第2 議案第36号

○委員（森岡 勉君） それでは次に、日程第2、議案第36号、令和3年度あさぎり町水道事業特別会計の利益の処分及び決算の認定についてを議題とし、説明を求めます。鬼塚上下水道課長。

●上下水道課長（鬼塚 拓夫君） はい。それでは、はい。令和3年度水道事業特別会計決算書を説明させていただきます。3ページお願いします。令和3年度水道事業会計決算報告書の収益的収入及び支出でございます。収入の最上段、第1款水道事業収益、右側の決算額4億252万3,532円でございます。下の枠、支出の最上段、第1款水道事業費用、右側の決算額3億3,170万3,168円を支出しております。この金額は税込み金額となっております。詳細につきましては、19ページをお願いします。収益費用明細書です。こちらの金額は、税抜きで表示しております。収入の部としまして、目の上段、1目給水収益、節1水道使用料は2億594万6,430円となっております。過年度分を含めた税抜収入額は、昨年度と比較して約3.1%の増となっております。目の最下段、3目他会計補助金、節1他会計補助金は、総務省通知の繰り出し基準に基づく一般会計からの基準内繰入金となっております。20ページをお願いします。目の最上段、4目長期前受金戻入、節1長期前受金戻入は工事等で資産取得する際に得た補助金等のうち、今年度減価償却に見合う分を計上したものです。また、受益者の皆様からの分担金等も含まれております。2段下の7目、資本費繰入れ収益、節1資本費繰入れ収益につきましては総務省通知の繰り出し基準に基づく一般会計繰入金で、旧簡易水道事業償還元金に係るものになります。次の目8国庫補助金、節1国庫補助金は

令和2年7月豪雨にて被災した岡原第1送水管、配水管、災害復旧事業を令和3年度に繰越して実施しており、令和3年度に完了したことから川南取水口の災害復旧とあわせて、その補助金を受入れています。次の2目過年度損益修正益、節1過年度損益修正益につきましては令和2年度分確定消費税の消費税額の算出により、差額分を上げております。収入につきましては以上となります。21ページをお願いします。支出となります。目の上段、1目原水及び浄水費、節14委託料につきましては水質検査や滅菌設備の維持管理、水道施設保守点検委託料等を行っております。また、吉井浄水場の水源2か所の揚水試験も実施しております。次の節17修繕費は、主なものとしまして岡原第1浄水場軟水化装置修繕、須恵中央浄水場削井用水設備修繕等となっております。節23薬品費は、水質管理のための薬品を購入しております。22ページをお願いします。2目配水及び給水費、節、節の下から2枠目、節14委託料につきましては、水道施設電気保安業務委託や配水地清掃業務委託、また川北及び岡原地区の漏水調査業務を行っております。その下、節16賃借料につきましては、23ページをお願いします。備考の2段目、岡原地区の緊急時給水井敷地借上料として、支出をしております。節17修繕費の主なものとしまして、量水器交換の費用となっております。25ページをお願いします。5目業務費、節2委託料は量水器検針業務及び水道施設管理業務委託費を水道事業分と下水道事業分を業務案分して支出しております。また、今年3月に策定を行った経営戦略作成業務委託を行っております。6目減価償却費、節1有形固定資産減価償却費及び節2無形固定資産減価償却費につきましては、それぞれ27ページと28ページに明細書、明細書を載せております。後ほど御覧いただきたいと思っております。26ページをお願いします。7目資産減耗費、節1固定資産除却費は、配水管布設替工事により取替え前の配水管等を除却したものになります。次の1目支払い利息及び企業債取扱い諸費、節1企業債利息につきましては、企業債償還利息を支出したものになります。配水管の目の中ほどの4目災害による損失、節2工事請負費は、令和2年7月豪雨にて被災した岡原第1浄水場送水管と配水地、配水管の災害復旧工事を行ったものです。次の5目過年度収益修正損、節1過年度収益修正損は漏水減免による還付分となっております。ページを戻っていただきまして、4ページをお願いします。まず資本的収入及び支出になります。まず、収入の最上段、第1款資本的収入につきましては、右から3列目の決算額5億1,167万7,550円でございます。次の枠、第1項企業債につきましては、前年度に引き続き、免田地区の配水管布設替工事を行っております。そのほかに須恵地区に建設予定の須恵地区、須恵送水ポンプ場と送水管の実施設業務を行っており、その財源として1億2,500万円を収入しております。第2項出資金につきましては、一般会計からの繰入金として、建設改良費と償還元金の不足分に充てております。第3項の工事負担金は、布設替工事に伴う消火栓5基の更新と新設1基分。また、貯水機能付給水管の実施設業務委託料分を一般会計から負担金として受入れているものです。第5項補助金につきましては、免田地区配水管布設替工事で重要給水施設配水管として、また、須恵地区送水ポンプ場実施設及び用地取得費を水道施設再編推進事業として、それぞれ生活基盤施設耐震化等交付金を受入れています。支出につきましては、下の枠2段目、第1項建設改良費は、免田地区配水管布設替工事が主なものとなっております。第2項企業債償還金は、起債償還の状況を30ページから32ページに掲載しておりますので、後ほど御覧いただきたいと思っております。第3項投資につきましては、一般会計からの出資金を減債基金として積立てたものです。次に、下の枠の欄外になりますが資本的収入額5億1,167万7,550円が資本的支出額6億420万8,285円に対して9,253万735円不足しております。記載のとおり、過年度分損益勘定留保資金7,972万

796円及び当該年度分、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,280万9,939円で補填をしております。5ページをお願いします。損益計算書になります。6ページをお願いします。下から、下から4段目の当年度純利益及び最下段の当年度未処分利益剰余金は1番右に記載のとおり5,766万4,436円でございます。7ページをお願いします。このページは剰余金計算書でございます。前年度末及び当年度末の剰余金等の増減をあらわしたものでございます。8ページをお願いします。令和3年度水道事業会計剰余金処分計算書案でございます。当年度未処分利益剰余金を議決いただきまして、処分させていただくものでございます。表の1番右の上から3段目5,766万4,436円の未処分利益剰余金を減債積立金として処分させていただくものでございます。本案のとおり処分させていただきますよう、よろしくお願いたします。9ページをお願いします。水道事業会計貸借対照表でございます。このページの右下の資産合計額と11ページ最下段の負債資本合計額はともに49億5,378万1,268円となっております。14ページをお願いします。水道事業報告書でございます。このページから17ページにかけて、業務の状況の詳細や事業収支等の前年度比較を掲載しております。詳細な説明につきましては、省略をさせていただきます。18ページをお願いします。キャッシュフロー、キャッシュフロー計算書でございます。この表は現金及び現金同等物の増減を1会計期間で示したもので、会計にどれくらいお金があるかをあらわしております。これによりまして、年度内の資金増加額は下から3行目4,061万3,902円。資金未残高は、最下段5億6,704万8,125円となる、なる見込みです。なっております。以上で説明を終わらせていただきます。

○委員（森岡 勉君） 説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。11番、小見田議員。

○議員（11番 小見田 和行君） 監査委員さんにもお尋ねしましたわけですけど、有収率が74%ですかね。全国平均の水道事業ガイドライン等の指標に出てきます有収率の平均はどれぐらいでしょうか。それと80%台とは思いますが、それに向けて漏水対策を打たないと、かなりの漏水があつてると非常に収益にも影響することと思っておりますので、今後どのような対策を打たれるか。伺いたいと思います。

○委員（森岡 勉君） 鬼塚上下水道課長。

●上下水道課長（鬼塚 拓夫君） はい。ただいま質問ありました有収率ですが、あさぎり町は今年73.5%だったですかね。になっておると思いますが、先ほど全戸国のガイドラインに伴うその有収率がどれぐらいかっているのは、すいませんちょっと今データとして持っておりませんが、毎年ですね、これは何ていう、経営比較分析ということで毎年ですね県に報告しまして、毎年、年末、年度途中から年末にかけてですね、公表はしているんですが、それによりますとですね、令和2年度であさぎり町がですね73.4%。類似団体っていうふうなことしか書いてないものですからそれに比べるとやっぱり低くてですね、大体80%をきるくらいが類似団体の数値になっております。あとそれとは別にですね近隣町の有収率通もあるんですが、1番高いところで多良木町が90.3%。うちより、あさぎり町よりも低いところも1か所ですかね。一応、あるところでございます。今後有収率を上げるために漏水が4分の1程度25%程度ですね、ありますということで指摘があつておりますが、令和3年度につきましてもですね、漏水調査で特に上地区。それから岡原地区、免田地区あるんですが。この付近が漏水が多いということで、免田地区は今配水管の布設替工事を行っているものから、そちらで対応していきたいというふうには考えておりますが、上地区、

岡原地区につきましては、何年も前から漏水調査を行って、その都度ですね、修繕を行ってきているんですが、また新しくですねそれと別のところでまた漏水が起きて、もういたちごっこのような形でやっておる状況ですので、今度、免田の水源から須恵、岡原のほうにですね、送水する計画もございますので、その際にもですね、またその漏水か所について修繕なり対応ができれば、いいかなというふうには考えております。

○委員（森岡 勉君） 11番、小見田議員。

○議員（11番 小見田 和行君） この貸借対照を見ますときに、構築物か、機械及び装置が可能なのちよっと私分からんですけど、この老朽化率と漏水率というのは多分関連があるものと思ってますけど、やはり他町村のですねこういう貸借対照見られてですね、そこ辺で老朽化率が低ければ有収率が高いのかなというふうに、簡単単純分かるんですけど、そういうとこで分析されたことはありますか。

○委員（森岡 勉君） 鬼塚上下水道課長。

●上下水道課長（鬼塚 拓夫君） はい。ですね、先ほど言いました毎年行っております経営企画分析の中でですね、有収率につきましてはあさぎり町は類似団体に比べて若干低いような状況になっておりますということで御説明いたしました。老朽化率といいますか、管路経年化率というものございまして、全体の管路延長のうち法定耐用年数を経過した管路延長がどれだけあるのかということでした場合にですね、あさぎり町の場合が12%程度ですかね、になっております。ただし、類似団体ですね、につきましては20%弱ということで、あさぎり町については、経年化率についてはまだ低いのかなと。それがイコール給水、有収率ですね。それにつながっているというわけではないのかなというふうには考えております。それとは別に管路更新率というものもですね、あさぎり町はそういう類似団体に比べて若干高いというようなことにはなっております。以上です。

○委員（森岡 勉君） いいですか。ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

### 日程第3 議案第37号

○委員（森岡 勉君） 次に、日程第3、議案第37号、令和3年度あさぎり町下水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定を議題とします。説明を求めます。鬼塚上下水道課長。

●上下水道課長（鬼塚 拓夫君） はい。それでは、令和3年度下水道事業会計決算書を説明させていただきます。決算書の3ページを御覧ください。令和3年度下水道事業会計決算報告書の収益的収入及び支出でございます。収入の最上段、第1款下水道事業収益、右側の決算額6億3,266万7,986円でございます。下の枠、支出の最上段第1款、下水道事業費を右側の決算額5億9,170万6,812円を支出しております。こちらは税込み金額になっております。この詳細につきましては、19ページをお願いします。収益費用明細で、これは税抜きで表示しております。収入の部としまして、目の上段の1目下水道使用料の節1の特環下水道使用料は1億7,120万6,670円。節2の簡易排水施設利用料は53万4,600円となっております。2目の雨水処理負担金は、総務省通知による基準内繰入れ額となっており、一般会計からの負担金として受入れているものです。3目の他町村下水道流入負担金については、錦町からの汚水流入負担金として受入れているものです。営業外主収益につきましては、次ページで御説明いたします。20ページをお願いします。2目の国庫補助金につきましては、各御家庭の下水道接続に係る排水設備設置助成金事業費の2分の1の補助金と令和2年7月豪雨災害によるマンホールポンプ災害復旧事業費の補助金として受入れ

ているものです。次の4目他会計補助金、節1特環下水道他、はい、特環下水道他会計補助金につきましては、総務省通知による基準内繰入れと基準外繰入れを一般会計からの繰入金で、分流式下水道に要する要する経費や償還金利息などに充てております。節2簡易排水施設他会計補助金につきましては、簡易排水施設に係る経費において、使用料で賄えない部分を一般会計から繰入れております。次の5目長期前受金戻入の節1国庫補助金長期前受金戻入から節3分担金長期前受金戻入につきましては、これまでの工事等で資産取得する際に得た補助金や受益者からの分担金の今年度償却に見合う額を長期前受金戻入として計上したものでございます。収入につきましては以上です。21ページをお願いします。支出でございます。目の上段、1目污水管渠費節1から節5につきましては、職員1名分の人件費を支出しております。表の中ほどの節13委託料につきましては、下水道施設保守点検委託料として主なものはマンホールポンプ46基の保守点検を行っております。節16修繕費は主なものとしまして、マンホールポンプのオイル交換やマンホールポンプ故障時の修繕などを行っております。22ページをお願いします。最上段の3目簡易排水施設費につきましては、深田の草津山地区に設置している浄化槽の維持管理費を、維持管理費用に支出しており、節の欄の3段目節9修繕費につきましては、污水ポンプの修繕を行っております。次に4目総係費の節1給料から次ページの23ページの節7法定福利費引当金繰入れ額までは、職員3名分の人件費を支出しております。24ページをお願いします。目の中ほどの5目業務費節18委託料は、量水器検針業務を水道事業分と下水道事業分として業務案分で支出しております。また、令和4年度から13年度を計画期間とした下水道事業経営戦略の策定に係る業務委託費用を支出しております。次の節33排水設備助成金は、下水道接続、接続者への助成金としまして28件に助成をしております。次の6目流域下水道維持管理負担金、節1流域下水道維持管理負担金につきましては、下水道処理場へ流入する令和3年度計画水量分と資本費負担分の合わせた額と令和2年度の実績配水量の精算分を支出しております。7目減価償却費につきましては、25ページをお願いします。節1有形固定資産減価償却費及び節2無形固定資産減価償却費につきましては、それぞれ26ページと27ページに明細書を載せておりますので、後ほど御覧いただきたいと思っております。8目資産減耗費の節1固定資産除却費につきましては、今年度須恵覚井地区のマンホールポンプをマンホールポンプ更新工事にて、故障したマンホールポンプ2基と水計1機を交換しましたので、これまで設置されていた機器についての試算額を固定資産台帳から除却した額を計上しております。2項営業外費用の1目支払い利息及び企業債取扱い諸費につきましては、企業債償還利息を支出したものでございます。表の下段の3項特別損失、4目災害による損失につきましては、令和2年7月豪雨にて被災しました深田地区のマンホールポンプ災害復旧の繰越し事業として行いました制御盤本復旧に関する費用を支出しております。次の5目節1の過年度損益修正損につきましては令和2年10月から令和3年3月分の漏水による、より減免したものとなっております。ページを戻っていただきまして、4ページをお願いします。資本的収入及び支出でございます。まず、収入の最上段第1款資本的収入につきましては、右から3列目の決算額4億6,017万9,000円でございます。次の第1項企業債は、舗装本復旧工事並びにマンホールポンプ更新工事の事業費の財源並びに資本費平準化債として決算額1億550万円を収入しております。第2項出資金につきましては、一般会計からの繰入金として繰入金としての建設改良費及び償還元金の不足分と新たに減債基金として合計2億8,864万6,000円を収入しております。第4項の補助金は、舗装本復旧工事とマンホールポンプ更新工事の国庫補助金として収入しております。第5項分担金は、下水道へ接続された受益者の分担金として収入

をしております。第7項の基金につきましては、下水道減債基金を5,000万円取崩して償還元金に充てております。下の方、下の枠になります。支出第1項建設改良費の決算額すいません。建設改良費の決算額3,542万6,319円ですが、主な工事の内容は舗装本復旧工事、マンホールポンプ設備改修工事と公共汚水柵設置工事でございます。第2項の企業債償還金は起債償還の状況を、29ページから41ページの企業債明細書に記載しておりますので後ほど御覧いただきたいと思っております。第3項投資につきましては、これまで積立てていました下水道減債基金の利息と新たに減債基金として2億5,001万9,383円を支出しております。次に5ページをお願いします。資本的収入が、資本的収入額が資本的支出額に対して2億4,181万2,570円不足しております。記載のとおり当年度分損益勘定留保資金並びに当年度利益剰余金で補填をしております。6ページをお願いします。損益計算書でございます。当年度純利益につきましては7ページをお願いします。右側の4行目のとおり当年度純利益は4,628万9,057円でございます。その下の前年度繰越し利益剰余金は2,066万2,483円。その下、当年度未処分利益剰余金は合計の6,695万1,540円となっております。8ページをお願いします。剰余金計算書でございます。前年度末及び当年度末の剰余金などをあらわしたものでございます。9ページをお願いします。令和3年度下水道事業会計剰余金処分計算書案でございます。当年度未処分利益剰余金を議決いただきまして処分させていただくものでございますが、表の1番右側の上から2段目処分額合計6,695万1,540円を補填資金の組入れと、減債積立金として処分させていただくものでございます。本案のとおり処分させていただきますよう、よろしくをお願いします。10ページをお願いします。下水道事業会計の貸借対照表でございます。10ページの右の下から2行目の資産の合計11ページ最下段の負債資本合計はともに110億694万8,969円となっております。14ページをお願いします。令和3年度下水道事業報告書でございます。このページから17ページにかけて、業務状況の詳細や事業収支等の前年度比較を掲載しております。内容の説明につきましては省略をさせていただきます。18ページをお願いします。キャッシュフロー計算書でございます。この表は現金及び現金同等物の増減を1会計期間で示したもので、キャッシュフロー計算書で会計にどれくらいお金があるかをあらわしております。これによりまして年度内の資金増加額は、右下3段目437万2,924円。資金期末残高は、右下最下段1億281万1,715円でございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○委員（森岡 勉君） 会議の途中ではございますけれども、会議時間内に議事が終わりそうもありませんので、あらかじめ会議時間を延長します。

○委員（森岡 勉君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員（森岡 勉君） お諮りします。明日14日は熊日金婚夫婦表彰式のため、明後日15日は各種委員会開催予定のために休会したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員（森岡 勉君） 異議なしと認めます。したがって明日14日は熊日金婚夫婦表彰式のため、明後日15日は各種委員会開催予定のため休会とすることに決定いたしました。



○委員（森岡 勉君） 以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。

●議会議務局長（山本 祐二君） 御起立ください。礼。

**午後4時12分 散会**